

1. 議事日程

(平成16年第3回安芸高田市議会9月定例会第5日目)

平成16年9月21日
午前10時開会
於安芸高田市吉田公民館

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(71名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	土居克之	4番	山本優
5番	岡山薫	6番	田中常洋
7番	前川正昭	8番	平林克昌
9番	日野原穂澄	10番	平川幸雄
11番	加藤英伸	12番	山崎昭弘
13番	山口康文	14番	小野剛世
15番	川角一郎	16番	竹田誠莊
17番	井上尚文	18番	高坂広一
19番	新出達夫	20番	塚本近
21番	赤川三郎	22番	深井達雄
23番	三上夕工子	24番	長岡公次郎
25番	井上正樹	26番	宮田浩之
27番	松野俊寿	28番	川先悟郎

30番	平岡正美	31番	秋広美輝
32番	川崎三千春	33番	西川佚夫
35番	岡原雪夫	36番	松村ユキミ
37番	熊高昌三	38番	藤井昌之
39番	浅枝俊通	40番	青原敏治
41番	金行哲昭	42番	杉原洋
43番	松川秀巳	44番	大前直行
45番	入本和男	46番	泉正智代
47番	山本三郎	48番	今野仁千六
49番	今村義照	50番	住広章
51番	佐々木博	52番	玉川祐光
53番	西山登司教	54番	井上正文
55番	岡田正信	56番	浮田洋吾
57番	山崎宅将	58番	桑岡達夫
59番	望月桂	60番	天清斐雄
61番	渡辺義則	62番	猪掛信幸
63番	高下二郎	64番	富田義弘
65番	吉村正登	66番	名川律夫
67番	宮本房宏	68番	松浦利貞
69番	増田静樹	70番	中間末雄
71番	鳴石勸	72番	亀岡等

73番 崎岡典男

3. 欠席議員は次のとおりである。(2名)

29番 新山勝義 34番 中野光雄

4. 会議録署名議員

30番 平岡正美 31番 秋広美輝

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	参事	小野豊
総務部長	新川文雄	自治振興部長	田丸孝二
市民部長	廣政克行	福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田美恵子
産業振興部長	清水盤	建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄
教育長	佐藤勝	教育次長	杉山俊之
消防長	村上紘	八千代支所長	平下和夫
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛智則
甲田支所長	武添吉丸	向原支所長	益田博志
総務課長	高杉和義	財政課長	垣野内壮

6 . 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (6 名)

事務局 長	増 本 義 宣	事務局 次 長	光 下 正 則
議事調査係 長	児 玉 竹 丸	書 記	新 谷 洋 子
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~

午前10時00分 開会

崎岡議長 おはようございます。  
ただ今の出席議員は71名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

崎岡議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、30番平岡正美君、31番秋広美輝君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

崎岡議長 日程第2、一般質問を行います。  
一般質問における各会派の持ち時間は3時間と決定していただいておりますので、3時間経過した時点で質問、若しくは答弁を打ち切りますので、予めご承知おき下さい。

それでは、質問の通告がありますので順次発言を許します。

会派の順序は、お手元に配布したとおりです。

まず、甲田会派からです。16番、竹田誠荘君。

竹田議員 おはようございます。16番、竹田でございます。ただ今より質疑に入らせていただきます。

初めに、新生安芸高田市が発足いたしまして、早、半年あまり歳月が過ぎましたが、多少の混乱、混迷を見ながらも穏やかなる良い執行がなされたのではないかとの感想を持っております。これも市民の皆様方の温かいご理解の下、市長をはじめ、各部署の職員の方々のご尽力があればこそ、感慨深いものと思っております。また、議員間では熱い思いや願いを持って奮起いたすことも事実でございますが、市政において任期満了まで残すところ50日足らずとなりまして、山積みしている様々な事柄に触れていくには既に時足らずといった状態でございます。私にとりましても最初にして最後の質疑になろうかと思っておりますが、市長に一問一答明確なるご答弁をお伺いいたします。

それでは、まず1番目に地籍調査の進行状況についてお尋ねいたします。現在、高宮町、美土里町において、調査進行中であると聞き及んでおりますが、2町の調査完了を100%とした場合、何%ぐらいの調査ができているのか。また、甲田町、吉田町の調査は今後どう取り組んでいかれるのか。さらに向こう何年間ぐらいで安芸高田市全町を調査する予定があるのか、お伺いいたします。

そして現在調査完了している地域、完了していない地域の税率の問題はどのように取り扱われるのか、お尋ねいたします。

続いて、2番目に吉田町と甲田町をつないでいる林道柳原線の防犯灯の

設置についてお伺いいたします。この路線は昼夜を問わず暗く非常に犯罪性が危ぶまれている状況であります。現在、ゴミの不法投棄の巣となっている場所でもあります。この路線の甲田町側から約700メートルのところに老人ホーム百楽荘がありまして、そこまで行けば民家が点在し、明るい場所が開けているわけでございます。そこで、百楽荘から甲田町へ向いての700メートルの間に防犯灯を設置できれば、防犯性を高め、車で走行や徒歩となる場合にも心理的にも怖いとか、物騒であるとかいったイメージが払拭でき、明るいイメージに変わるのではないかと思います。昔からこの通りは利用頻度が高い状態にありながらも、あまり早く通行できる場所ではないといった感じがありました。今のこの時代、両町を結ぶ近道としても健全なるイメージに変えていく必要があるのではないかと思います。四季折々の散歩や、サイクルコースに利用度が高められることによって、ゴミの不法投棄の病巣を取り除くことができるのではないかと思います。市長の見解をお伺いいたします。

3番目に、生活道路整備についてお尋ねいたします。私も甲立に住んでおりますが、この甲田町は安芸高田市6町の中でも生活道路の基盤が一番手遅れになっていると思われまます。住民の方々の間では多年にわたり、不自由さ、不便さを痛感されているにもかかわらず、一向に実現の兆しのなさに、早、諦めに近い感情を持って生活をなされていることでもあります。他町と同じレベルに改善されるよう、予算の重点配分がなされることを思いますが、市長の見解をお伺いします。

最後に、4番目の甲田町上下小原地域の駐在所設置についての見直しをお尋ねいたします。安芸高田市甲田町小原、上下小原地区の犯罪は日に日に悪化し多発状態であります。もう一度駐在所の必要性を見直すべきではないと思われまます。

以前、吉田口通りは1駐在所がありましたが、数年前よりなくなり、それ以来芸備線吉田口周辺には無法地帯となり、高校生などの乱交や駅構内の器物破損、目にも余る行為、また地域推進である美化活動の一環である花壇の花苗木を植付けられても除草剤がまき散らされるなどの悪質極まりない行為が多発しております。安心、安全の神話は崩れ去り、身をもって安全を確保しなければならないような時代が到来しています。市制安芸高田市の施政表明は「人にやさしく、すみよいまちづくり」と掲げられておりますが、市長の見解をお伺いいたします。終わります。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 竹田議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、第1点の地籍調査の状況でございます。これはそれぞれ合併前の6町でかなり進度が違っております。八千代町、向原町では既にもう完了しておられるわけでございます。現在、高宮、美土里で進めておられるわけでございますが、あとの2町においても途中で中断、いろいろな事情があったわけでございますが、中断をしておると、こういう状況でございます。一日も早いこの地籍調査を

やりたいと、計画をしておるところでございます。詳しくは後ほど担当部長の方からお答えをしていきたいと思ひます。

それから、林道柳原の防犯灯設置ということでござひます。これは今までそれぞれ町境であったということで、なかなか行き届いた、合併前に施策が行われなかった、こういう問題もあるかと思ひますが、ご指摘のとおり、この問題については当然やっていく必要があると思ひわけござひますが、しかし、いろいろ制度がござひまして、この制度に従いながらやらせていただくということでござひまして、詳しくはこれも担当の部長の方からお答えをさせていただきたいと思ひます。

それから、生活道路の整備ということでござひます。幹線町道、県道については、大体舗装がほぼ完了しております。しかし、今残ってゐるのは生活道路と、こういうことでござひますが、ただ、本当に個人の道路に市費を投じて舗装できるかどうかという問題もござひますので、これは今、制度をつくっておりますので、その制度等については後ほど担当部長の方からお答えをしていきたいと、このように思ひます。

それから、駐在所の見直しということでござひますが、ご存知のように最近非常に犯罪が多発をしております、しかも非常に複雑な様相を呈してゐると、こういうことで、特に都市部では大変そういう面で困ってゐるといふことで、先年、駐在所の見直しを県警本部がいたしました。その中で、甲田町でも廃止という状況があったわけござひますが、我々としてはできるだけ住民の安全のために廃止をしてもらっては困るという運動をしたわけござひますが、やはりこれは県警本部の総合的な判断といふことで決められたような状況ござひます。詳しくは担当部長の方からお答えをしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは、地籍調査の進行状況についてお答えをしたいと思っております。先ほど市長さんのほうから概要的に説明がありましたように、旧高田郡の中でも八千代町は昭和34年度に着手をされまして、44年度に全町完了という状況になっております。また、向原町におかれましては昭和47年度に着手をされ昭和63年度に全町完了という状況ござひます。旧吉田町におきましては昭和41年度に耕地の部分から調査に着手させていただいて、耕地部分につきましては完了をみさせていただいております。続きまして山林部の調査に着手をいたしました、平成14年度からは休止の事業となっております。このことも平成11年度に多治比地域の山林部分を調査に入ったわけござひますが、今日非常に境界確認がですね、非常に難しいという状況ござひまして、一筆調査に係る部分が境界を知る者がいないという状況になっております。非常にそういう状況をみさせていただいて、やはりその難航している大きな要因がそういう状況にあるんではなからうかと思っております。そういう状況でやはり着手させていただいておりますその地域を完了して、次の地区に入らせていただくとい

う基本原則の中で、平成14年度に新規地区においては地籍調査を休止するというので決定をいたしておるところでございます。

現在では平成11年度に着手いたしました調査区域を、引き続いて旧吉田町においては調査をさせていただいておりますのが現状でございます。

続きまして、旧甲田町でございますが、昭和46年度の耕地部分から着手をされ、耕地部分は完了されておりますが、山林部一部調査をされ、現在では休止、実施率です、37.6%でございます。このことも、いろいろ甲田町におかれまして、平成13年度からいろんな財政問題等です、影響を受けられてやむなく休止した状態という状況を確認いたしております。37.6%。吉田町が60%でございます。

旧美土里町でございますが、昭和50年度から耕地部に着手いたしました、平成17年度に耕地部の完了でございます。現在での実施率は13.2%となっております。

それと、旧高宮町は昭和49年度から着手し、耕地、山林を実施し、実施率は60.8%でございます。市全体の耕地部分の調査につきましては概ね完了した状況にあると思っておりますけれども、山林部の調査が進んでいないのが現状でございます。このことにつきましては、第5次の国土調査の10ヵ年計画、これは各旧町の段階です、平成12年度に策定をされております。そういう状況の中で、美土里町と高宮町におかれましては、この平成12年度に策定いたしました10ヵ年計画の中に、計画地区として上がっております。あとの地区につきましては休止状態ということになっておりますが、現在、吉田地域、また甲田町地域の地籍調査に伴います、やはり隣家の方です、ご協力がなかったら、この調査はできないと思っております。そういうこともこの調査に伴います推進をです、新たなかたちをもってさせていただき、今後この10ヵ年計画にです、この2地区をどのようにはめていくかというのが今後の大きな課題ではなからうかと思っておりますので、この点はまた十分検討させていただきたいと思っております。

今ではその10ヵ年計画にです、12年度に策定させていただいた変更で樹立をしていくという状況でしかないんじゃないかなと思っております。それと、地籍調査後における課税の問題だろうと思っておりますけれども、当然この税の方もです、完了しないと課税の状況にはならないのではなからうかと思っております。この事業が完了しないと、平等性の問題等もございまして、そういうことでご理解をお願いしたいと思っております。

続きまして、総務部で所管しております駐在所の見直しという関係でございますが、確かに広島県警の方もです、ある程度こうした行革の中で駐在所等の設置移転もさせていただいておりますけれども、広島県警におかれてはです、「減らそう犯罪」ということで県民運動の推進、また知事部局においては安全なまちづくり懇話会ということで、いろんな行政と住民との一体になった展開をです、目指しております。「減らそう犯罪条例」



も、県の段階では策定をされております。どちらにしましても今後におかれては、地域づくり、そういう事業の一環の中です、やはり市民の皆さんの安全で安心して暮らせる地域づくり、これを基本にさせていただいてですね、各団体、また関係機関、全面的な協力の中で連携を深めていただいています、その犯罪を起らないような組織づくりも必要ではないかなというように思っております。このことにつきましては、十分警察の方とも連携を取らせていただき、また、パトカー等ですね、巡回の場所、そういうところにも位置付けていただけるような方法を取らせていただき、連携を深めていただき、犯罪の起らないような体制を取らせていただきたいと思います。どうか、よろしく願いいたします。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい。失礼いたします。吉田町、甲田町をつないでいる林道柳原線の防犯灯設置についてのご質問について、建設部の方は実はこの林道柳原線はその後、市道柳原線に移管をされて、建設部の方で所管をしておりますので、私の方からお答えをさせていただきます。先ほど市長の方からお話しがありましたように、この区間は旧吉田町、甲田町のちょうど町境にございまして、議員ご指摘のように約700メートルの区間がサイドに樹木があり、うっそうとした状態で、昼も光が入ってないというような状況がございます。当然、利用される方も大変ここを危険な個所といいますが、そういう状況で、非常に環境的にも良くないという状況は続いている状況でございます。そういうことへ防犯灯を設置ということで我々の方も防犯灯設置について検討もさせていただきました。防犯灯の設置につきましては、現在では防犯灯設置事業補助金交付要綱によって市から1基当たり3万円の助成を行い、地元で設置をしていただく。ただし、電気代あるいはそれにもし費用が増えたら地元負担が伴うということで、その区間に民家がないということが1つの大きなネックになるではなからうかと。しかも両方から電気がきておるがどうもその間は電線がどうも通ってないんじゃないかというふうに思います。それで、もう1つの方法として道路照明等についてどういった対応ができるかということで、ちょっと調査をさせていただいたらというふうに思っておりますが、基本的には道路照明は県が交通安全事業設置要領というもので、県道等に付けております。例えば信号機の設置された交差点、あるいは夜間の交通の特に危険な個所とか、橋のたもとあるいは道路幅員等が急激に変化することなど、これが基準ですが、それらを1つの基準といたしまして、市の道路照明というものについて、少し検討もしていく必要があるんじゃないかなということをお思います。いずれにいたしましても、現地をもう少し精査をさせていただいて、すぐできることあるいは将来少し全市的な問題として対応させていただくこと等、検討して何らかの対応を考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

それから、生活道の舗装についてでございますが、これも先ほど市長の

方から話がございましたように、旧町それぞれの制度をもって、生活道、特にほ場整備等が済みましたその農道から先の道につきましては、いろいろ工夫をして舗装してきておられます。例えば吉田町におかれましては、生活道舗装要項、それで民地の場合は公衆用道路に目を変更していただくとか、美土里町、高宮町にもそれで生活道舗装事業の交付要綱とか、向原町では土木費支給規定、そういうのを持っております。また、八千代町さんにおかれましては、一部単独でやっておられるとかということで、ご指摘のように甲田町さんの場合は今まで比較的そういう対応がされていなかったという現状にございます。これらにつきましては市長の方にもございましたように、民地へすべて市が出すということも、これは問題があるのではなかろうかということもございまして、今、6町の制度をもとに新しい生活道舗装事業のあり方について、検討させていただいております。これは、建設部、自治振興部、また産業振興部の方とも少し連携を取ってやらさせていただいて、最終的には補助制度、地元が施工していただくくらいか、地元にも費用を負担していただくというようなことも考えていく必要があるのではなかろうかと思っておりますので、今しばらくご猶予をいただきたいと思っております。以上でございます。

平岡議員 議長。

崎岡議長 続いて、30番、平岡正美君。

平岡議員 30番、平岡正美でございます。甲田町会派、30番平岡でございますが、先の通告に基づきまして、大枠5点について伺って参りたいと思っております。

大枠1点目に福祉問題の内、まず生活交通弱者の確保対策についてお伺いをして参ります。

去る6月29日の私の一般質問で、バス利用が不便な地域での生活交通サービス格差対策について伺いましたが、市長はご指摘のことについては反省をしながら前向きに取り組むよう答弁されています。その後の検討、実施時期等についてお伺いするところでございます。

2点目に、JR甲立駅並びに向原駅を含む、バリアフリー化対策についてであります。JRの利用は、高齢者や身体障害者等の交通弱者にとって、極めて困難なものであります。そうした交通弱者にとってはJRは、また一方、唯一の交通手段でもあります。階段のため平面踏み切りから容易にホームに上がることができないというような点がございまして、これのバリアフリー化についてJRと協議、働きかけについて対応されてはと思っておりますが、検討用意についてまずお伺いするところであります。

3点目に、次にJR駅のバリアフリー化に関連しまして、甲立駅裏にある高田原駐在所を甲立駅前に駐在所の移転についてお伺いをするところでございます。

駅は、緊急時など、また生活交通の要であり、若者や学生などのたまり場になっていることから、地元の皆さんは犯罪、緊急時の警戒、見廻りの見地から、強い要望があります。移転要請について市長の見解をお伺いし

ます。

次に、大枠2点目に、観光問題についてお伺いをいたします。去る6月29日の私の一般質問で、神楽門前湯治村の履き物の管理等について伺いましたが、市長は平岡の意見を参考にしながら、本当に迷惑のかからない方向や方法について研究すると答弁されていました。その後どのように方向、方法について研究されたのか、また、どのように対応されるおつもりなのかお伺いするところであります。

第3点目に、安芸高田市職員の人員配置についてお伺いをいたします。新市発足から早や7ヵ月が経過しようとしています。支所の業務管理課では河川、道路を含む農林土木、上下水道、土地改良区、圃場整備関係や使用料の滞納整理など、幅広く沢山の支所業務の内容に差異があることから、各支所の7人体制に無理があるのではないかと。支所においては、現場や窓口対応こそが、周辺地域対応ができて、初めて地域が信頼と活性するものと思います。支所機能に対する人員配置の見直し用意についてお伺いするところであります。

大枠4点目に、米問題についてお伺いいたします。米価の下落防止問題として、国には政府米による需給調整、備蓄機能を発揮する責任がありますが、すなわち生産者から言えば米の流通を担うJAだけの問題ではないと思います。昨年から見ると米価は30キロ当たり、コシヒカリ一等米で6千100円に下がっています。さらにこの上、今年の作況は104%と報道されているところであります。この内4%に当たる過剰米に当たる米は、同じコシヒカリ一等米であっても半額の3千円で買うというものであります。これは、生産調整に協力した上でのこととあります。国は自給率を唱えております。また、この度、安芸高田市では農産物の加工処理施設の建設を計画されており、特産物の育成、米のブランド化、さらに米価問題では米の生産が主流のため、米の供給を柱に調査研究を行いたいと、7月7日の産業常任委員会で答弁をされています。米のブランド化を図ろうとされているが、農家は生産調整の上に、米価引き下げは、生産意欲の減退に拍車をかけかねない。国に政府米による需給調整、備蓄機能の発揮をする責任について、市町村会、県会、さらには国会決議などとなるよう、JAとも協調して国に強く要請を求めるべきだと思っておりますが、基幹産業である農業及び米価下落問題について、市長は強いリーダーシップを取られてはと思っておりますが、そのお考えについてお伺いします。

大枠5点目に、環境問題についてお伺いいたします。去る7月7日の産業常任委員会で、同僚議員の質問で、大土山憩いの森付近に産廃の疑いのあることについて、現在の状況等について発言がありました。答弁として「情報の確認はしていない。直接には市民生活課環境衛生係が担当している」とのこととあります。大土山大反田西奥地域や、憩いの森などの直下流には、現在、中山間地域総合整備事業が展開中でありまして、高地長屋地区に営農飲雑用水としての簡易水道事業が進行中であり、80戸が18年度より供用開始を待ち望んでいるところであります。また、その下流

には小田東小学校、小田東保育所があり、さらに高田原地域一円に及んでいて、営農飲雑用水及び生活用水の安全性の観点から、産業廃棄物等の持ち込みの監視や実態調査等のその後の対応について、どの様に把握しているのかお伺いをするとここであります。

以上、大枠5点について、市長の明快なる答弁を求めたいと思います。なお、答弁により再質問は自席にて行います。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 平岡議員さんのご質問でございます。まず第1に、生活交通弱者の確保対策ということで、これはバスの問題であるわけですが、ご存知いただきますように、いわゆる過疎バスという制度がございます。現在運行しておりますバスはほとんど過疎バスでございます。現在のバス運行をするために約1億の、正確には9千5百いくらということになります。約1億の市費をバス会社へ出して現在のバスの運行をしてもらっていると、こういうのが現状でございます。それでもなお、現在ご指摘のとおり非常に不便な状況にあるわけでございます。したがって、バス路線の中に現在のバス路線へ違った業者がバスを走らすというのは、これは規制がございます。できないという問題がございます。したがって、現在のバス路線とその規制にかからないところをどのように市の金を出してバスを走らせてつなぐかという問題があるわけでございます。そういう点でございます。これは詳しくは担当の部長から報告をさせますが、具体的にもう近いうちにこの研究に入っていくということでもあります。

次に、甲立駅のバリアフリー化でございますが、これはどこの駅でもあられるわけございまして、現在JR西日本の方へ強く要望しておりますところでございます。

それから、駐在所の移転ということ。高田原の駐在所を甲立駅前の駐在所に移転すると、こういうご意見でございますが、これも県警本部との話し合いができないとなかなか難しい問題がございます。

それから、観光問題でございますが、これは前回ご質問がございまして、その後の状況については担当部長の方から報告をさせていただきます。

それから、安芸高田市職員の人事職員の配置の問題でございます。これは、合併して今6ヵ月経ちました、それぞれやはり初めての合併の試みでございます。やはり改正をせにゃあいけん点もあるわけございまして、これは我々、今まで6ヵ月やりました実績を元にして、今後改めるところは改めていきたいと、このように考えております。

それから、米の問題でございますが、ご存知のように4年後の平成20年にはほぼ自由化に相当するような制度に移行すると、こういうことでございます。簡単に言えば、野菜とか畜産物がそれぞれ農業団体によって、下がった時には自主規制をするという、そういう方向に向かっていくという態勢があるわけでございます。そういう中でどのようにして農産物の安定化を図っていくかというのが大変重要な問題でありまして、農産物の加

工施設の計画をしておりますが、こういうものもそういう対策の1つとして今後考えていく必要があると、このように考えております。

それから、環境問題でございますが、この大土山の産業廃棄物の問題については担当の部長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

それでは、それぞれ後、担当の部長の方からもうちょっと詳しいお答えをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは、私の方から3点ばかりお答えをさせていただきたいというように思います。

まず、生活交通弱者の確保の問題でございます。市長、冒頭申しましたように、生活バスの確保のためには1億円弱の市財をですね、投入をしていると、こういった現実もございますし、議員ご指摘のとおり、辺地におきましては高齢化の中で一人暮らしのお取り寄りや、病弱なお年寄りの方については非常に厳しい環境にあるということで、十分認識をさせていただいております。また、旧町におきましては、生活交通の確保ということで、それぞれの取り組みもなされておりますので、こうした取り組みを参考にさせていただきながら市内全域を視野に入れた総合的かつ抜本的な対策を講じていく必要があると、このように考えております。このため、7月に企画課、自治振興課、社会福祉課、高齢者福祉課、学校教育課及び支所の地域振興課で構成をいたします生活交通確保対策推進関係課会議を設置しておりまして、高齢者、障害者、児童等に関わる交通手段の具体的な確保方法について、総合的に協議、調整を行っております。概ね、来年の2月には、生活交通の確保対策に係る基本方針を定めるとともに、バス運行再編の計画、さらに辺地における具体的な交通手段確保策等についても、一定の方向性を定めたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

次に、JR甲立駅、向原駅のバリアフリー化の問題でございます。議員ご指摘のとおり、甲立駅、それから向原駅の両駅におきましては、利用者が跨線橋の急峻な階段を上り降りすることを余儀なくされておりまして、今後、高齢化が一層進展化するこの地域におきまして、JR芸備線の利用促進を進めていく上でも、何らかの対策は必要であるという認識をしております。特に公共施設等のバリアフリー化が推進をされまして、公共交通機関におきまして、平成12年の5月に高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の推進に関する法律、いわゆるバリアフリー法といわれるものでありますが、施行されていることを考えると、大きな問題であるというふうに考えております。こうしたことを背景に、旧町の時代から芸備線活性化対策協議会の場におきまして、駅のバリアフリー化についてJR西日本に強く要望をしてきたところであります。JR西日本としては、例のバリアフリー法の施行を受けて1日の乗降客が5千人以上の駅から、順次バリアフリー化を実施しているのが現状でございますけども、

この問題につきましてはJR西日本としましても検討されるべき課題としており、本市としても早期実現に向けて働きかけをして参りたいというふうに考えております。

次に、観光問題で神楽門前湯治村の問題でございますけども、このことにつきましては6月に一般質問でご指摘をいただきましたので、すぐさま関係課に改善がなされるように支所の地域振興課と連携をしまして、指導をしております。ご指摘をいただきましてからは、館内放送で再三注意を促すとともに、受付におきましても履き間違いのないようにとのお願いをいたしております。現在ではこうした間違いも皆無の状況であるという報告を受けております。以上でございます。

広政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、広政克行君。

広政市民部長 環境問題の大土山の件についてご説明いたします。経緯からご説明申し上げますと、6月の中旬に甲田町のお住まいの住民の方から甲田支所の方に来庁されまして、その報告を受けたという事実がございます。支所の支所長より本課の方に、市民生活課の方に連絡がございまして、以降につきましては芸北地域事務所の環境管理課と協議を行いまして、7月の中旬に事業者等に電話等で立ち入りの協議を行っております。その後、立ち入り了承を得まして7月の14日に県庁の産業廃棄物対策室、また芸北地域の事務所の、また本課の市民生活課の環境衛生課係等で、また甲田の支所の職員等で立ち入り調査をしていただいております。現場に行きまして、一部にビニールのくずとか、瓦がありましたので取り去るように業者、地権者等に指導をしていただいたところでございます。それ以外には現場では廃棄物は見あたらないという報告をいただいております。

県におかれましても今日までには2回のパトロールをいただいております。その後につきましてはプレハブの当初事務所がありましたけども、その事務所を撤去してございまして、当初の現地調査のよりの変化はないということでございます。また、一部水質調査も簡易ではございますが、していただきまして、有害的な物質は見あたらないということでございます。当然、ご質問のように広範囲に影響を及ぼすものでございますし、今後県とも連携を取りまして、市としましてもこの件につきましては、情報交換等を行いましてパトロール等を今後とも行っていききたいと、このように思っております。よろしく申し上げます。

平岡議員 議長。

崎岡議長 30番、平岡正美君。

平岡議員 ただ今、答弁をいただいたところでございますが、まず、福祉問題の交通弱者対策でございますが、市長さんがおっしゃりますようにですね、公共施設としてのいわゆる公共交通サービスの体系につきましてはバス路線でやられておることは、既に承知でございますし、私もそのように考えております。しかしながら、弱者というのはバス路線がない地域でございますので、こうした人のためにですね、どうするかということでございます。

先ほどもちょっと触れましたが、生活交通対策に関しましてですね、公共手段のない辺地にお住まいの高齢者の通院、買い物など、日常生活を送る上で必要な生活手段の確保については、ご指摘のように反省をして取り組むように答弁をしたということがあるわけでございまして、このことと関連いたしますと、バス路線ではないところの不便な人がどうするんかということが、大きな今後の改題であるというように認識をしておるところでございます。その点について、重ねてですね、実施、このバス路線のないところをどう対応するんかということをごね、お聞かせをいただきたいということでございます。

それからですね、甲立駅のバリアフリー化についてでございますが、先ほどの質問の回答の中にもございましたが、芸備線のスピード化についてはですね、運動されてきた経過はこれまでも再々あるわけでございますが、高齢者や障害者に対しますバリアフリー化のことについては、何ら触れてきてないわけでございます。スピード化の価値のあるものでなければならぬと思ひますし、障害者等のトイレの利用をされる等に、非常な不便があるわけでございます。先ほど申し上げましたように、ホームに上がるのにも非常に不便があるということで、これの対応を早くしていただけないかという質問をしたとこでございますので、もう一度重ねてお伺いをさせていただきますと思ひます。

それから甲立駐在所の移転についてでございますが、実はですね、甲田町ではですね、甲立地区に5年前にですね、土地を取得されまして、おられたんでありますが、今年度より甲立駐在が建設されるやに私は情報として聞いておるわけでございます。そういう意味から、甲立駅前の駅前駐在移転はですね、10年先と聞いておるんでありますが、これは県警の考えのようでございますので、これを少しでも早く実現するように移転用地について、確保と同時に県警などへの強い要請が必要ではないかと思ひますが、その点についてもう一回お尋ねをさせていただきます。

それからですね、神楽門前湯治村のですね、件についてでございますが、これも先の質問でですね、6月の質問で申し上げておりますように、安芸高田市のふれあい拠点になる施設なんだということと、併せてこのためには間違いのあつてはならないことについて、真剣に取り組まれるべきであろうと、このように思ふわけでありますので、せつかく高宮の湯の森のような立派な設置をされて、そしてこうした間違いのない方向を示されておる向きもあるわけでございますので、早急の対応をしていただければと、このように思ふところでございます。この点についてもお伺いを申し上げます。

それから5番目の産廃についてでございますが、このことについては先ほどいろいろご心配をかけて、現地を見たというようにおっしゃっていただくんでありますが、私らのとこで見えておりますところは、既に廃棄物を処理してならしておるという地域もあるわけでございますので、その辺にならされたものは、何が入っておるのか、まったく検討がつかないわけで

ございます。そういう観点からですね、是非今後の監視や実態調査を続けていただくと同時に、厳重な取り締まりといいますか、そういう体制をとっていただきたいなど、このように思うところでございます。

それからですね、時間が制約を一応いただいておりますので、私の方からですね、それ以外の問題について若干触れさせていただきたいと思えます。まず、3点目のですね、人員配置についてでございますが、今年の4月1日付けの事務分掌を見るとですね、支所の大小に関わらず7人体制であるということでございます。さらに分掌の事務の内容等に統一性がないことも明らかでありますし、また工事事業等、事務量の不均衡に配慮があまりされていないで人員配置をされておるんじゃないかと、このように思うわけでございますので、それらの検討について配置をどうするのか、重ねてお伺いをするところであります。

先ほどの米の問題については、「これは4年後は自由化になるんだ」と、簡単におっしゃられるわけでございますが、私はそうとは思いません。平年作を100とした場合に、今年の作況は104と報じておりますので、作付面積に係る4%については過剰米ができていくということで、その分を半値の3千円で買い取るということを了解してくれ言うて」Aの方から言って来ておるところでございます。これは、過剰米をですね、区分集荷するためであるということでもありますけども、8月30日に担当者が来ましてですね、「この返答を早くして欲しい」「いつするんか」と聞きましたら、「8月31日までにしてくれと」。たった1日でございます。明日は返答せいと、こう言うんであります。このようなことについてですね、対策をそれじゃあ拒否したらどうするんかということでは正しましたらですね、「今年はどうもしょうがないけえ、当たり前の6千100円で買いますよと」。過剰米については区分集荷に協力をしてもらえなかったということで、今年分、17年産米の作付について、米の過剰分4%に対しては30キロ、1袋当たり減反で申し上げます61平米の割合で作付面積差し引き配分して、作付面積を少なく配分するというものであります。ですから、植える面積を減してくるという話であります。こうした対象はですね、米の自給均衡対策、即ち安値補償対策に加入している農家が対象でありますと同時に、飼料用稲を栽培している人が対象であるわけでございます。安値補償制度に加入農家はですね、拠出金を出してまでそういう負担を低減を図るためにですね、安値補償制度に加入しておるわけでございます。丹誠込めてですね、つくった米がですね、農家にとっては米価の引き下げ、また過剰の半額で買い取るという、過剰米用の半額で買い取るということに、まさに意欲の減退を覚えるものでないことは言うまでも明らかであると思えます。そういうことからですね、また米の下落問題の中でですね、生産調整対策では当初ですね、市長もご存知のとおり、生産調整のための転作面積を割り当て配分してこれまでこられたわけでございますが、現在ではですね、逆に作付面積をこれ以上つくってはいけないという面積割り当てをしてですね、作付面積配分を指示をしているところでござ



います。このため、現在の米政策は、つくる自由に売る自由を認めます。認めているわけでありますから、かかる観点から考えてみますと、つくる自由では生産調整に協力をしないで、その上、売れる自由では売る規制を受けないで、非協力農家に対してですね、需給調整及び安値による価格補填制度への規制をですね、受けない仕組みになっているわけでございます。一方、生産調整に協力した農家は、予約契約などによって、自由に売れない約束になっていることございまして、したがって、このことを考えて参りますと正直者が馬鹿を見るということになるということにつながることでありますので、生産調整に非協力者との不公平感について、どのように認識し、払拭されるおつもりなのか、市長の所見、認識についてお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。答弁の方、よろしくお願ひします。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 最後の米の問題につきましては、非常に厳しい状況であるわけございまして、我々も農業団体もどうして農家の利益を守るかということについて、本当に胸を痛めているというのが実態でございますし、実際に米が余りだすと、これは米の暴落ということが起こるといふ、そういうことを防ぐための今の制度ということであるわけございまして、いろいろ農家の皆さんにはご異論があると思いますが、それはやはりお互いに協力して米価を守るという方向でご協力を賜る方法しかないというように、私は考えておるわけでございます。その他の点については、それぞれの方で担当部長が詳しく答弁させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは私の方から3点ばかりご説明申し上げたいと思ひます。まず、バス路線のないところ、いわゆる辺地等が多いと思ひますが、ここにおけるいわゆる生活交通をどのように確保するのかということございまして、

私の説明が不十分だったようございまして、今年度一杯の内に、基本的には現在備北バスでやっておりますけれども、その幹線となる路線の設定をすればというふうに思っております。当然そのことによりまして、時刻表を含めた総合的にやはり対策は必要だろうというふうに思ひます。

それからいわゆる生徒さんのスクールバスの機能というのは必ず必要でございますので、それらに対応して支線というのをどのように整備をしていくのかということが2点目としてございまして。さらに現在もそして再編の中で、いわゆる備北バス等が行かなくなる可能性がある地域が出てくると思ひますが、そういったところに対してどのような手法でいわゆる生活交通を確保するかという方法を考えていきたいと。これにつきましては、例えば甲田町でこの間試行してございましたようにジャンボタクシーを使って週に何回か行くという方法もございまして、また吉田町におき

ましては福祉バスというふうな方法で、一定のそのことの担保をされている地域もあるようでございます。こうしたことを総合的に把握をさせていただいて、それぞれの地域に最適な方法でそうした障害者、高齢者の人の生活の交通の足を確保すると、そういった手法を一つひとつの地域ごとに確定をさしていくと、こういった作業を今年度させていただきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いますというように思います。

次に、芸備線の駅のバリアフリー化の問題でございます。議員ご指摘のとおり、実は芸備線の高速化というのは非常に困難な状況がございましたけども、いわゆる急行を走らせてるんで高速は走らせないということで、長い間の懸案事項でありましたが、それぞれの関係の町村の努力の中で、いわゆる快速が走るということで、非常に便利になったという経過がございます。このバリアフリー化につきましてもJRの方と協議をしておりますけども、駅のバリアフリー化全国ものすごい数がございますけども、その跨線橋をですね、どのようにするかという問題でございますので、JRとしても相当苦慮し、現在の段階では先ほど申しましたように、5千人以上のそういった駅からバリアフリー化していくと、こういう状況でございますけども、JRとしましても法が既に施行されている現実から、この問題については放っておくとかたちを取っておりませんので、私どもの方としても芸備線対策協議会等の場を通じまして、粘り強く早期に解決されるよう働きかけをして参りたいというふうに考えております。ご理解をいただければというように思います。

次に、神楽門前湯治村の問題でございます。議員ご指摘のとおり、本市の重要な観光交流施設でございますので、そのような間違いが度々あるというのはいかがなものかと私どもも当然考えております。したがって、引き続き、神楽門前湯治村につきましては、こういった混乱が生じないように支所ともども指導をして参りたいというように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。職員の適正な配置ということでございますが、いろいろ合併をさせていただいてですね、6ヶ月間が経過させていただいております。議員さんご承知のように、今回の合併はですね、やはり行財政改革、いろんな角度の中で5点ばかりある程度集約をされてですね、3月1日のスタートを切らせていただいたものと考えております。そういう状況の中で、実際に実務をですね、さしていただきますと、いろんな不具合等も出てきておりますけども、基本的には本所と支所との役割分担という状況にあるのではなからうかと思っております。ただ、旧態、合併前とですね、そうした職員等の対応ということにはならないのではなからうかと思っております。いろいろ職員のアイデア、また当然、削減もですね、図っていかなくては今回の合併の効果は出てこないと思っております。そういう状況の中で、事務執行を通させていただきまして、今後、職員の削減を含めですね、

行政効率の良い組織づくりに努めて参りたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

崎岡議長 この際、11時20分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

続いて、49番、今村義照君。

今村議員 はい。それでは、先の通告に基づきまして、大枠3点を伺わせていただきます。会派の質問の人数が多うございまして、若干時間も押しておりますので早口になることをお許し下さい。

まず、第1点目は財政運営方針についてでございます。平成16年度の地方財政の見通しや、地方団体における財政運営上の留意点などを盛り込んだ財政課長内簡について、市長はよく承知のことと存じますが、本市はこのことをどう受け止め、どのように対処されているのか、所信をお伺いしたいのでございます。

まず1点目は、使用料、手数料及び分担金、負担金の問題でございます。住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立ち、常に見直しを行ない、適正化を図られたいというふうでございます。このことについて見直す予定があるのか。また現在の料金が適正であるという認識に立っているのかというのが1点でございます。

2点目は追加税源の問題でございます。災害等年度途中における追加財政事情に備え、財源を留保しておくこととあり、当然のことでございます。本市ではいかほどの額を、どの科目で留保されているのか、これが2点目でございます。

第3点目は公共工事のコスト削減の縮減の問題でございます。引き続きコスト縮減に積極的に取り組むようにというふうにされておりますが、本市では具体的にどのように取り組まれているのかを、お示しを願いとうございます。

第4点目は流動性預金の保護の問題でございます。平成17年3月までは流動性預金については全額を保障されますが、4月からは流動性預金については全額保護される決済用預金とそうでないものとに分かれることになっておりますが、保護の対象とならない預金の管理運用については、どのように対処されようとしているのかが、この第1点でございます。

次に、大枠2点目の職員の能力開発資質向上対策についてお伺いをいたします。従来は国が政策を主導し、結果として全国均一に整備がされて参りました。それはそれとして評価すべきでございますけれども、今は地方の時代、あるいは魅力あるまちづくりといったことが言われております。魅力あるまちづくりとか、地域づくりは全国の画一の政策では不可能なこ

とはもう自明の理でございます。地域がそれぞれに独自の課題を設定し、それに見合った政策を展開していかなければなりません。つまり自治体の政策能力の問題でございます。これからは地域の政策能力、住民と職員の能力の程度のいかんによって、地域間の格差が増大すると、こういうふうに思われるわけでございます。職員は政策課題は上から与えられるものであり、行政というものは法律、規則、通達に従い能率良く執行する物であるという認識があるのではなかろうかと思うわけです。しかしながらこうした認識では視野も視界も感性も広がりませんし、言葉と知識が豊富になるだけでございまして、私は決して本市の職員を責めるものではございませんし、これは一般的な公務員の姿であろうと思います。人は自らを育てるものであって、他者に育てられるものではないとも言われております。そのために自らの能力を開発しようとする職員に対して何らかの援助策や、職員の資質向上対策も必要となってこようというふう思うわけでございます。いわんや現代の財政難、地方分権、リストラで職員の削減というような時代にあっては、まさに第一に取り組む課題であります。こうした観点から自らを向上させよう、あるいは政策能力を高めよう、事業効率向上に励むための具体的な施策の一端をお伺いしたいのと併せ、職員の管理体制についても、併せてご質問をいたします。

それは職員の昇格制度の改善についてでございます。現在の職員の昇格は、年齢や日常の仕事ぶりによって判定しておりますが、行政需要の多様化に加え、地方分権により市独自の責任で判断をし、運営する行政分野が増大することはもう明らかでありますし、そのためには職員の資質向上が求められるわけであり、従来のように年功序列的な昇格制度では意欲ある職員の意欲をそぎ、能力ある職員の間を詰むことになりかねません。全国各市町では職員の能力開発の一つとして勤務評定と昇格制度を組み合わせた昇格試験を組み合わせた昇格制度を導入したところもございまして、試験だけでは勉強に熱中して仕事を疎かにすることも考えられますので、勤務評定と組み合わせることによって、そのことはベストの方法だということを考えますが、本市についてもこうした制度を導入することについて市長のご所見をお伺いしたいのです。

次に、大枠3点目の中高一貫教育について、ご所見をお伺いしたいのでございます。結論から先に申しますと、中高一貫教育の早期導入を図り、安芸高田市の将来有望なる青少年の進路保障を図り、人間形成に結びつく進路の拡大を図られないかということでございまして。後ほど同僚の秋田議員の方でこの制度の中での方向性がお聞きになるというような通告もございまして、私は現在の市内の中学生、高校生の進路の状況があまりに狭められていることをうれう立場に立って、質問をさせていただきます。10年後、20年後、今の子どもたちはそれこそ世界の中で生きることになるわけです。そのためには、現在のあり方を大切にして、本当の意味での生きる力をつけてやらねばなりません。知、徳、体の3つの基本的な力をつけ、さらに自分の特性を、あるいは得手を限りなく発揮できる環境を

早急に構築する必要が、今まさに新生安芸高田市の教育の最大課題というふうに考えております。現状から見てみますと、小学校から中学校に上がる時に、将来の進路保証の心配から近辺や、あるいは広島市内の中学に行かせる事例の多さ、また近辺の県立高校の学力や技術技能の習得性の低さに不安を覚えて、学区外に出て行く事例が数多くございます。中学校、高校時代に家から通えないということは、大変に不幸なことであり、親の経済的な負担も大きいものでございます。望むらくは公立の小中高の一貫性ある教育、学校教育の充実でそれこそ日本に通じる、世界に通用する学力や技能習得につながる学校制度を安芸高田市の目玉の1つとして子育て環境ナンバーワン、あるいは次代をつくるのは安芸高田市の子どもたちという、そういう目途に中高一貫モデル学校を県内3番目、4番目ぐらいにですね、つくられるお考えはないか、市長並びに教育長にご所見を伺うものでございます。

以上、大枠3点の質問をさせていただきます。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 今村議員さんのご質問でございます。財政運営についてということでございます。

合併いたしました半年が過ぎたわけでございますが、非常に厳しい今後の財政が予想されるわけございまして、この財政運営につきましては今後とも厳しい財政運営を図っていくことが必要だろうと、このように考えております。

また、公共工事等につきましても、入札予定価格の公表というように、今までになかった制度を新市で取り入れてきているわけでございます。

預金のペイオフの問題につきましては、非常に厳しい状況ではございますが、この確保されるように安全が確保されるように我々も努力をして参りたいと考えております。

それから、職員の能力の開発の問題でございますが、やはり人というのが一番大事な問題ございまして、将来の地域のねせおこしというのはやはり職員が大いに力を発揮する必要があると、このように考えておりまして、我々もその点については十二分に今後配慮をしていきたいと、このように考えております。

また、中高一貫教育の問題についてでございますが、既にもう県内でもこれが実施に移されておるといふところもあるわけでございますが、この件については、教育長の方からもう少し詳しい状況について、お話しをしていきたいと思っております。

詳しくは、それぞれ担当の部長の方から説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 ただ今の今村議員の質問にお答えします。中高一貫校は、学校教育法等の一部改正によりまして、平成11年度から実施が可能になったものでござ

ざいます。中高一貫教育校には実施形態によって3つの類型がございます。1つは中学校、高等学校が1つの学校として一体的に教育を行う中等教育学校、ここはですから校長が1名ということになります。

2つ目は同一の設置者によりまして、中学校、高等学校を併設する併設型の中高一貫校でございます。これは、今年の4月広島県立の広島中学校と、広島高等学校が東広島の高屋町に設立されたということで、ご存知いただけたと思いますが、中学校も県立でございます。高等学校も県立でございます。要するに設置者が同じということでございます。

3つ目は設置者は異なるが、中学校、高等学校がそれぞれ教育内容を連携して教育に当たると。3番目の分でございます。この辺で言いますと、加計高校の芸北分校と、芸北中学校が相互に強化の指導での利用をしたり、あるいはスキー等の体験活動をしたり、英語の授業交換をしたりするようなことを通しながら、一貫して芸北の地に生まれた子どもが、その地域、文化に親しんで、そして自分の能力を発揮するというやり方でございます。そういうふうな状況がある中で、財政事情、非常に厳しい状況もありますし、市も厳しい状況がございますが、考えられるとすると安芸高田市の場合が一番早いのは連携の中高一貫校ではなかろうかなというように思います。

さて、中高一貫教育につきましては、先ほども今村議員の方からお話しがございましたが、6年間という一つの長いスパンで個々の子どもの個性や能力、才能を見つけて伸ばすという大きなメリットがあると思います。一方、高等学校の入試選抜がなく、ややもすると緊張感が薄れてしまうのではないかという危機感もございます。本市にあっては、高等学校の定員との関係等もございまして、高等学校の入試に際し、もう少し緊張感が欲しいというのが本音でございまして、中高一貫校の導入につきましては、多面的な検討をしないと、これがいいということですすぐ導入したときに、失敗は決して許されませんので、十分検討していく必要があるだろうと、このように思っております。先ほども今村議員の方からお話しがございましたが、いずれにいたしましても一貫した教育方針で生徒を育てることは、生徒に力をつける上で非常に効果的なことでありますので、中高一貫校につきましては市内の子どもたちの進路希望を叶える教育の在り方の一つとして、今後十分研究して参りたいと考えておるところであります。

なお、子どもたちの育ちをつなぎ、教育をつなぐ中で一貫した教育の推進を図る安芸高田の教育を図っていただくために、小学校、中学校、高等学校の校長会の連合組織をつくりまして、そこで市内の学校に進学してでも十分自分の進路希望が叶えるような教育のあり方について、研究をお願いしておるところでございます。以上でございます。

藤川 収入役 議長。

崎岡 議長 収入役、藤川幸典君。

藤川 収入役 流動性預金の保護対策について、ペイオフの件であろうと思います。ご案内のとおり、平成14年4月1日に預金法の改正がございまして、その

後延長もございましたがペイオフはご案内のとおり来年の3月31日をもちまして凍結解除となるわけでございます。公金預金につきましても一般預金者同様、保護措置はなくなります。私が今管理しておりますのは一般会計、10の特別会計、8つの財産区並びに24の基金管理を行っておるところでございますが、当然地方公共団体は、自己責任におきまして確實有利性を自らの判断により保管方法、運用方法を適正に選択しなければなりません。そのために本市といたしましては安芸高田市公金管理委員会を、今年8月2日に設置をしております。その中で、市の資金管理並びに運用基準を定めておるわけでございます。本市の公金管理運用によってはこの基準に基づきまして、まず金融機関の経営状況の把握、次に安全性の確認、次に情報の収集等の連絡調整を図りながら対応をして参りたいと思います。当然、今年になりまして決済性預金等の新規物が出ておりますが、それとそうでない預金を併用しながらですね、そういう先ほど言いました、経営状況等把握しながら管理をしていく方法で考えておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは、財政運営の内容でございます。このことは、議員さんの方からいろいろご指摘がございますように、平成16年度の国の予算につきましては昨年の12月24日の閣議において決定をされたところであろうと思います。

本市におきましてのその内簡を基本におきまして平成16年度の予算編成を樹立をさせていただいたところでございます。

まず、1点の使用料、手数料等の適正化というご質問でございますが、3月1日に合併をさせていただき、旧町あらゆる使用料、分担金等についてはですね、全分野にわたりまして金額等も違っております。それぞれの町のお考えの中で実施をされてきたところでございます。今回の予算に反映をさせていただいておりますものにつきましては、合併協議の中である程度統一されたものにつきましては予算の中に取り組みをさせていただいたところでございます。今後、使用料、手数料等につきましてもですね、分担金、そういうことにつきましては各施設、市内には公共施設が大分ございます。そういうところにつきましては、総合的に、現在ではバラバラな徴収で使用していただいとるのではなからうかなと思っております。早い段階でこの統一化に向けての検討をですね、重ねさせていただく必要があるのではなからうかなと思っております。

分担金、負担金、また使用料、手数料におきましても本16年度の予算の中では大体3.4%のウェイトということで、非常に8億以上ですね、財源をみておるわけでございます。そういう状況の中で、どちらにしましても住民の皆さんの公平の負担、また負担の公平の確保、またそうしたサービスを受ける市民の方のですね、やはり受益者負担の原則というのが必要ではなからうかなと思っております。こういう状況におきましては、ま

たこのことが先の今回の合併に伴います住民と地域の皆さんの協働のまちづくり、そういうところの観点にも関わってくるのではなからうかと思っております。そういういろんな事務関連の動向を見させていただいてですね、適宜適正な額を定めさせていただくということで、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして2の追加財源の利用額はということでございますが、このことにつきましては、当然緊急性ということがございますので、予算の中には予備費という目を定めております。またそういう状況の中では、現状の中では4千200万という額を定めておりますけども、今後におきましては8月算定で実施いたしております、8月末の確定をみております交付税、普通交付税、また来年3月までには特別交付税という額もございますけども、全体的な不用的な予算については歳出の削減を図りながら確保することでも必要ではなからうかと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

続きまして、コスト縮減策はということでございますが、当然公共工事につきましては本市のまた現状、将来新市計画等見た場合にですね、どうしても生活基盤という基盤の整備は必要ではなからうかなと思っております。当然、計画的に実施をしていくことが、まず必要ではなからうかと思っております。ただ、財源確保につきましては、非常に厳しい今日の財政状況がございますので、総合計画策定の中、また実施計画、そういう状況の中をみさせていただきながらですね、今後の10年間のある程度の事業の進め方というのも検討をしていく必要があるんじゃないかならうかと思っております。

ちなみに各旧町の段階もですね、毎年財調2億ないし3億は積立を取り崩されて予算編成をされてたと思っておりますけども、現在13億円の財調をですね、持ち寄っていただいておりますが、通常で言えば2億ずつ取り崩してやればですね、当然6町が一緒になっとるわけですから非常に財調の方も非常に少なくなるという状況もございます。そういう状況の中で限られた予算でですね、より効率的な効果的な事務執行を行うということが、今回のこのご指摘をいただいておりますような公共工事のコスト削減という意味ではなからうかと思っております。このことが重要な課題として認識をさせていただくとここでございます。

それと、今回市が発足をさせていただいて、入札執行、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律に基づきまして、入札執行の在り方というものですね、市の段階で市がスタートさせていただいて、新しく新たなものを定めております。旧町で実施されてた入札執行等、多少ランク的とか、決まり事とかをつくらせていただいて、実施をさせていただいておりますけども、そういう公共工事のコスト削減に取り組んだ入札の予定価格を公表しております。今までではですね、入札の公表は価格はですね、公表されてなかったと思っておりますが、本市スタートの段階でですね、そうした入札の予定価格を公表しております。こういう状況等を踏まえながら、い



ろんな角度で職員も研修していく必要があるのではなからうかと思っております。幸いにしまして本市におきましても高度な専門的な知識が必要ということで、合併と同時に県の方の土木技術管理課の方から1名の派遣を受けてこうした公共工事の発注ということの意識をいろいろ旧、市の職員が指導を得ております。そういう状況を踏まえながら、職員一人ひとりが絶えず、常にですね、こうした意識を持って業務を担当するということが、一番必要ではなからうかと思っております。現在取り組んでおります国、県、県がこうした事業に取り組んでおります。そういう事業の参考にさせていただきながらですね、本市に切り替えたかたちの中で職員の研修を通じさせていただいて、意識改革を図って参りたいというように思っておりますのでご理解のほどよろしく申し上げます。

続きまして、職員の能力開発を進める施策ということで、(2)の問題でございますが、確かに行政サービスを提供していくためにはですね、職員の能力、また質の向上が非常に求められるものであると思っております。すべての職員に対していろんな角度で計画的に研修を実施しておりますけども、人事評価制度の検討も含めた、確かに能力開発型の人事管理、研修制度の確立、職員を育てる職場環境といいたいでしょうか、そういう整備の要素を踏まえたですね、職員の研修計画の策定が必要になっております。現在でも県の外部組織であります研修センターの方に随時研修に出席をさせていただいております。こういう計画に基づきまして、行財政改革の一環の中で考えていくことが一番望ましいのではなからうかなと思っております。組織や事務分掌が現在の段階ではまだまだ不都合なところもございまして、不安定な現況にあるということもあります。そういうことを早急な策定は困難と思われる状況にございます。当面は先進事例とかですね、類似団体等、調査研究を実施させていただきまして、この問題につきましましては慎重に取り組みをさせていただきたいと思っております。

確かに、今年を過ぎましたけども、大分職員もですね、一人ひとりの考え方や、その職に対する状況というものがですね、我々ひしひしとですね、わかってきております。そういう状況とも、旧町村の職員がひとつになって仕事をしとるわけですから、現状の中では非常に厳しく捉えているというものもございまして。そういう状況を慎重を伴いながら人事等につきましましてはですね、年齢の年功序列型というのは基本的にはないんじゃないかというように思っております。それだけの実績ある職員についてはある程度の管理ポストも必要ではないかなというように思っております。今後、こういうことにつきましましては、今後あと半年間の状況を見させていただきながら、次の時点の段階の中で、ある程度整理をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。以上でございます。

今村議員 議長。

崎岡議長 49番、今村義照君。

今村議員 時間がございませんので、2点ほどお伺いをさせていただきます。まず

職員の能力開発あるいは、資質向上対策の件でございますが、今の流れの中で、ご答弁はよく理解できるわけなんです、今の人事評価制度、あるいは勤務評定といいますか、そういったことをですね、策定の用意はあるというふうに理解したわけなんです、大体、いつ頃を目途にですね、こういった制度をやるお考えなのか、まず1点でございます。

それから、中高一貫教育の問題でございますが、確かに今、状況的には3つのタイプがあるというふうに思われます。教育長が述べられました。今のどのかたちのものが一番適切であるかというのは、これからの当市からみやる場合に大きな課題になるとは思いますが、結論から言えばですね、このことに早急に取り組む用意があるのかどうか、その決意のほどを併せて再度お伺いをしてですね、私の質問を終わります。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 先ほどの質問でございますけども、中高一貫校について、早急に取り組む用意があるのかというご質問でございますが、私といたしましては今ある学校の中で基礎基本というものを着実に身に付けていくということ。中学校も高等学校も本気で考えていかないと、市内の子どもたちがたくさんのバス代とか、列車の代金を払ってよその行って勉強しなくてはならないということは、できるだけ避けたい。地元で教育が保証できるように指導して参りたい、このように考えておりますが、そうは言いましてもそういう展望のない仕事をしておったのではいけないと思いますから、先ほど話がありましたように、中高一貫校のことも頭に入れながら、どのようにすればよいかということについて、十分に検討して努力して参りたいと、このように考えております。以上でございます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 昇格制度等の導入時期というご質問でございますが、確かに早く取り組みをですね、するというのが急務だろうと思っております。先にも説明させていただきましたように、行財政改革を取り組みをさせていただこうと考えております。現在でも事務ベースの中でですね、計画の策定ということについては、ある程度全職員がですね、現状の事務事業の洗い出し、また見直し、また財政改革、3項目目といたしましては組織、職員数、給与の見直し、実現推進体制を確保すること、大きく分けて4項目がですね、関わってくるのではなからうかと思っております。こういう状況を、段階的な措置の中で計画をさせていただいて、あるべき時期にそういうことは当然として整理べきされるものと考えております。二次的なかたちで年数ということについては明確な答弁はできませんけども、早いそうした状況を踏まえながら、現状を踏まえながらですね、早き時期に取り組みというものを整理されればというふうに思っておりますので、ご理解をよろしく願います。

崎岡議長 この際、13時まで休憩をいたします。

~~~~~  
午前 11時57分 休憩
午後 1時00分 再開
~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

続いて、65番、吉村正登君。

吉村議員 はい。私は、通告しております住宅リフォームの助成制度について、市長にお伺いをいたします。この住宅リフォームとは、この制度としてはまず市内の業者を活用いたしまして、あらゆる個人の住宅をリフォームする場合に、工事費などについて5%ないし10%ぐらいを自治体が助成をする制度でございます。既に他の県では1都1府10県の57市町村で創設が今、実施されているところでございます。この助成について、市長に制度を新たな制度になりますか、実施されるかどうかをお尋ねするわけですが、私がこの資料を求めてみましたが、大体今この長引く不況の中で、中小業者の仕事もなくなり、非常に厳しい状況におかれています。そこで、小規模の修繕工事等の希望者に対する仕事を受注させて、この商工関係者ももちろんですが、また地域環境を住宅を改善することによって、地域環境も変え、さらには安芸高田市としての経済効果もあると言われております。私が資料を見ましたところ、この経済効果は1.5倍、2.0倍ぐらいに効果が上がっているといいまして、その町村も職員さんもそれから一般市民の皆さんも、非常に歓迎されて喜ばれているところであります。この助成制度を使って行う場合、この改修が例えば住宅の壁とか、また部屋の中をきれいにするとか、こういうことをいたしますと、他な家具とかクーラー、電気設備、照明器具など、あらゆる電気製品もはじめ、カーペットとかこういうものが様々なものが利用され、喚起され、大きな経済効果を上げていると聞いております。既に広島県では三次市の方で実施してみようという検討がされているそうでありまして。このリフォーム制度を今まで商工業の皆さんは、町の公共事業には参入されておりますが、そこで1点だけはこの商工業者の実態を、もし市の方で把握しておられれば、その実態もこの際聞かせていただけたらと思います。

以上、簡単であります。この活性化については、後また自席の方で再質問をさせていただきたいと思っております。以上です。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今の吉村議員さんのご質問でございます。住宅リフォーム助成制度という制度でございます。これはまだ広島県では実施されておられない制度でございます。随分、各種の情報をいただいておりますので担当部長の方でいろいろ研究をさせてもらっております。担当部長の方から説明をさせていただきたいと思っております。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい。失礼いたします。ただ今の吉村議員さんの住宅リフォーム助成制

度でございますが、今市長の方の答弁にございましたように、また議員さんご指摘のように全国ではかなりのところで実施をされているという状況にございますが、県の方をちょっと言わせてみますと県内ではまだ実施の市町村はないということでございます。この制度は、基本的には今ご指摘がございましたように、この制度を利用して経済対策や住環境の向上を図る主には市内業者のそういう活性化につながるんじゃないかというのが、いただいております資料、明石市さん等でも同様な考えで導入をされているようでございます。ただ、これらにつきましては基本的にはただ今もございましたように、個人資産への助成ということになりますので、もし、やるということになりますと、非常に一般財源が伴うということがございます。これから県、あるいは他市町村の動向など見極めながら、費用対効果なども含めて研究をして参りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

吉村議員 議長。

崎岡議長 65番、吉村正登君。

吉村議員 確かにこれは新しい制度ということではっきりいたしたわけございまして、この経済効果というのは研究されればされるほど、ものすごく良くなるというのが、今全国で研究されているような様子であります。そして、それぞれの地方自治体ではですね、今の中小業者の氏名までね、行政が把握をしながら登録名簿をつくりましてね、その業者がまんべんなく仕事へ行くように配慮されたりとか、こういうことも行われてね、非常に活性化につながると言われているというところであります。

そこで、ただ今私が言いましたんですが、今の安芸高田市で合併になってまだ時間がないんですが、もしそういう商工業者の実態がおわかりなら、ひとつここでお知らせしていただけたらと思います。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。中小業者の登録実態ということでございますが、現在所管をしております総務部の財政課の方では入札参加資格者の名簿というのはできておりますが、すべての中小業につきまして、現在ちょっと資料を持っておりません。これにつきましてはいろんなかたちで情報の収集を試みたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

吉村議員 議長。

崎岡議長 65番、吉村正登君。

吉村議員 はい。先ほど答弁をいただきましたように、これはひとつ検討してみると言われましたので、私はこれで終わりたいと思います。

ひとつは、この深刻な実態が私自身もまだね、実態を掴んでないんでこれからも実態を掴みながら、これは地方自治体にとっては大きな経済効果があるということで頑張っていたきたいということです。以上、終わります。

崎岡議長 続いて、41番、金行哲昭君。

金 行 議 員　私は、通告どおり補助金についてと、安芸高田市美化について2点質問させていただきます。まずはじめに補助金についてでございますが、市内の各事業や事務所の団体等に市から補助金が出されております。市の財政が非常に厳しい中の補助金は年々カットされ、補助金をいただいている方も非常に辛苦をされ、やりくりをしてその中での成果を出されております。先々心配されるその補助金をいただいている方でよく話に聞くんですが、この補助金はずっと出るものかなと。そこは僕に言われてもわからんと。今度一般質問で市長に問いただしてみましようということをやっています。またこの補助金たるもの、出せばなしでは一つも皆さんの税金の中から出しておりますので、その実績報告等々の基本の当局の考えはどういう考えでいらっしゃるのか、お伺いします。

また、市長が施政方針の中で、地域振興というものを度々出されておられます。市長も地域振興に非常に力を入れておられます。実は僕も地域振興は今からは絶対していかなければならないと確信しております。この地域にも振興支援金で地域振興会へ助成されております。それだから、この助成金があるから、地域の方は活発にやっぴらっしゃるということではないんですが、それを手助けに地域の活発がなお一層私は確信しております。

皆さんは、自ら地域をつくり、自らいろんな知恵を出し合っぴやっぴこつという気持ちの中でやっぴいらっしゃいます。こつらの地域振興の発展等を考えますと、その地域振興会をせつかくいろんな地域でやられても、他の地域にもいろいろ個々の地域でこつこついうことをやっぴらっしゃるという、発表会とか、実績報告会をやっぴ、なお一層地域安芸高田市を広くやっぴたらいいと考えます。こつらの方を市長はどう考えておられますか、お聞きします。

まず今度は2点目でございますが、安芸高田環境美化についてでございます。安芸高田市のキャッチフレーズであります「人輝く安芸高田市」にふさわしいまちづくりに、特に環境美化は必要ではないでしょうか。条例108号に安芸高田市環境美化条例がございます。その中には1条から18条まで文言がずつと書いっぴてございます。その中で文言を書いっぴてあるのは、いいこと悪いこと、悪いことはほとんど書いっぴてないんですけど、具体的にこの安芸高田市を美化の町として、市としてやっぴていくには、具体的にどつこついうものをこつ中の条例から取り上げていくのか。例えば13条の中にございっぴます川の水質状況を毎年公表するとありますが、何月にどの川を発表するからこつこつしようという、具体的にものを出しっぴていかなければならないと私は思っぴておるんでございます。そういっぴるところをどつこつようにされるのか、お聞きしたいと思いっぴます。

以上で、こつこつでの質問を終わります。答弁によつては自席で再質問をさせていただきます。

崎 岡 議 長　市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長　金行議員さんの最初の補助金の問題についてでございます。この団体補

助金というのはもうたくさん数があるわけでごさいます、基本的にはこの補助制度というのは、この活動を軌道へ乗せて行くための補助金であって、未来永劫にこの補助金があるべきというのは、私は本来の補助金の姿ではなかろうかと、このように思うわけでごさいます、できるだけ補助金がなくても自立できるような、そういう方向に活動に発展していただきたいと、こういうのが趣旨でごさいますし、非常に財政厳しい中で、本年も当初の1割カットということでお願いをしたと、こういうような実態もあるわけでごさいます。そういうことで、基本的には軌道へ乗っていくまでのどう言いますか、カンフル剤であると、このように我々も考えております。なかなか実態としてはそのようにならないというのが実態でごさいます、それが続いていっておるといのが実態でごさいます。

また、地域振興の問題につきましては、特に自治組織、住民の自治組織と地域振興会と言っておりますが、これと行政の協働のまちづくりと、こういうことを最大の施策の柱にしておるわけでごさいます。そういうことで、市内で今、32の自治組織が立派に育っております。先般来、各旧町単位に地域振興会と共催でのまちづくりの懇談会を持たせていただきましたが、それぞれの地域でこの振興会の役員さんがそれぞれ課題をまとめられてきておられた地域もあるわけでごさいます、この課題をまとめられた実態を見てみまして、本当に住民自治とはどういうあり方かということが、本当に腹に入った地域振興会の役員さんに随分市内にはおられるということを、私は改めて認識をしたわけでごさいます、補助金があれば活動するという、そういう時代ではないというように、私は考えておるわけでごさいます。そういう意味で、特に地域振興会への援助金については交付金扱いということでですね、補助団体についてはもちろん実績の報告等もいただいておりますが、この振興会への補助金については、交付金の正確を持たせたいと、このように考えておるまして、というのは、補助金なら1年の内に使ってしまっ、実績を残さなきゃいけないということでありますが、交付金というのはその団体の軌道へ乗せるための資金ということでございまして、仮に余っても次の年にこれを有効に使ってもらおうと、こういうような考え方で本当に役に立つ使い方をしていただきたいと、このように考えておるわけでごさいます、そのことを今後とも振興会の皆さん方にはお伝えをしていきたいと、このように考えております。

その次の環境美化の問題につきましては、担当課長の方からお答えをしていきたいと思っております。

広政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、広政克行君。

広政市民部長 環境問題のご質問でごさいます、お説のとおり、安芸高田市の環境美化条例は制定されておまして、目的としましては市、行政、また市民、また事業者、占有者等の責任者を責任の点を明らかにしております。いずれにしても、目的としましては環境美化の推進及び環境保全を図りま

して、市民が快適かつ安全な生活環境を確保するというものでございます。行政としましては、具体的に決めておりますのは、ご承知のように生ゴミの減量化としましては、家庭生ゴミ機の補助金、またゴミステーションの補助金、またリサイクルの関係としましてはアルミ缶関係、古紙関係の補助金、また水質検査等行っておるところでございます。水質検査の件でございますが、市内ではそれぞれのまちの水質検査の個所を合計しますと大体51カ所程度で水質検査をしております。公表の時期であります、大体1月、2月を除きまして残りは大体この水質検査の月にしております、お説のとおり、公表時をですね、いつの時点にするかというのは今後また統一いたしまして公表していくように持っていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、環境面につきましては、それぞれの各町の方で町内一斉清掃等を、それぞれしていただいております、また、まちによっては老人クラブ主催、また公衆衛生の関係、また振興会の関係等で町内一斉清掃等を実施していただいております。また、県河川の清掃関係でございますが、これにつきましては大体29団体ぐらいで河川の清掃をしていただいているのが現状でございます。先般は合併によりましてそれぞれのまちで公衆衛生協議会というのがございますけども、3月1日よりまして安芸高田市公衆衛生推進協議会というのを設立をさせていただきます。設立と言いますか、発足と言いますか、そういう関係団体等も連携を取りながらこの環境美化の推進等、保全に努めて参りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

金 行 議 員 議長。

崎 岡 議 長 41番、金行哲昭君。

金 行 議 員 はい。市長の答弁は交付金というかたちでやるということで、私も同感でございます。交付金をこういう意味でカンフル剤としましてね、そのようにやっていただきたいと思ひます。またこれ、市長ではなく企画部長でいいんですが、発表のための地域振興会じゃなしに、発表会等々も私も質問しましたその回答がなかった、そのことはしたらいいと思うんですが、部長これ、簡単にするかせんか、したらいい、悪い、それだけをちょっとお聞かせ、これ1点。

それと、今の環境についてですが、条例が当初言いましたように18条でございます。その中でもいろいろ項目がありいいことでございます。いろいろ水質検査等々でございます。私はですね、環境マネジメントシステムISO14001ということが、今地域にですか、会社もやっております。その地域にも本市として考えがあるのか、早く導入して環境に対しての市民の意識を高くする必要があると思ひますが、それもするか、せんか、その考えがあるか、ないか、それだけでよろございますのでお答え下さい。以上でございます。

田丸自治振興部長 議長。

崎 岡 議 長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 はい。非常にいいお考えでございますので、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

広政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、広政克行君。

広政市民部長 ISOの14001の関係でございますが、要するに組織の活動によって生じます環境への負荷、これも組織的に改善していくかということだろうと思います。当然、新市建設計画におきましても、環境基本計画等も考えていくような計画もございますし、また総合計画、安芸高田市としての総合計画、また今からの行革委員会等も設けられるというようにお聞きしておりますので、関係部としましては推進をしていくようお願いをして参りたいと、このように思います。

金行議員 議長。

崎岡議長 41番、金行哲昭君。

金行議員 はい。適切な答弁、前向きに考えるということで、考えるだけじゃなくて、実行に移して下さい。

それと、これは答弁は要りません。この条例の中に、こういうことを学生が容易に入手できるアダルトの本や、販売機がございますよね、各市内にも。そういう等々の規制を、もし今度の条例改正がございましたら、そういうことも考えながらやっていきたいと思います。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

崎岡議長 続いて、55番、岡田正信君。

岡田議員 55番、日本共産党の岡田正信です。先に通告しております3点について、市長の所見を伺います。

まず1点目は、15年度の決算、まだ出ておりませんが、その見通しについてですが、先だってもその決算を率いての補正予算が組まれましたように、私はこの旧6町の最後の予算であった決算はですね、11ヵ月分、2月末で打ち切ったの会計閉鎖してのこの決算と、1ヵ月ありました安芸高田市のこの予算を決算しての総合的な決算となるように思っております。先だってもそういう方向で特別会計の国保については旧町の時代には赤字であったけども、安芸高田市になった1ヵ月分については1億何某の繰り越しが生じたようにですね、この今度の15年度決算がですね、非常に特徴があるわけです。それについてですね、一般会計あるいは国保については先ほどわかりましたから、先だっの会計でわかりましたけども、その他の会計でですね、基金の取り崩しが、例えば12月の末でどういう状況にあったのが6町の特徴であったか、こういうことを市長にお尋ねするところでありませう。

2つ目には人材育成と配置についてでございますが、私が通告をしておりますように行政マンは確かにプロではございますけども、いろいろ得手、不得手もあると思います。みな一生懸命やられても人間ですから間違いもあると思います。1つにはそういうところでの人事の人員の配置が、なってまだ半年ですからすべてベターとは思いません。そこらの点を市長とし



てどのように考えておられるのか、お尋ねするところであります。

2つ目にはですね、皆さんもご存知のように、コンピューターのミス処理というか、あるいは初歩的な入力ミスと言いますか、どういうことが生じたか知りませんが、2度も集金の過ちがあったということになっております。最近では保育料の集金ミスが生じたということは、いろいろ善処されとるようですが、説明だけで事足りるものではないことだと思います。安芸高田市の職員の中でもそのコンピューターの専門の方々がおられると思いますけども、さらにそういうミスが生じないように、どのような方法を講じられるのか、お尋ねするところでございます。

3つ目には、鳥獣対策の問題でございしますが、鳥獣駆除の体制についてお伺いしとることでありますが、先だつての懇談会でもありましたようにですね、我が町を守っておればそれで済むという問題でもないし、6町一緒になりまして、その体制が完璧ということにはなりませんけども、生き物ですから、その体制をより一層強化しなくては隣の町へ行ったり、圏外へ行ったり、迷惑かけるということもあると思います。この駆除体制が現在一体どのようになっているのか、お尋ねするところであります。

後は自席にて再質問させていただきます。以上でございます。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 岡田議員さんのご質問でございます。平成15年度の決算ということでございますが、ご存知のように3月の1日から合併をいたしましたので、平成15年度は11カ月の決算と、こういうことになるわけでございます。この決算は、今、集計中でございますので緊急にこれは監査にかけるような状況にはなるというように考えておりますが、大体考えられるのは、かなり合併ということがあってですね、各町とも積極的な予算を組んだと、こういうことが見られるわけございまして、しかも財調等の積立金につきましてもですね、基準財政需要額の1割ということを考えておりましたんで、それだけでは持ち込んだわけでございますが、やはりこの積立金不足ということも、今後考えれば、こういうような状況でございます。詳しくは担当部長の方からご報告を申し上げたいと思います。

それから、人材育成と配置の問題でございしますが、これもまだ半年でございますのでこの半年の経過を踏まえながらもう一度適正な配置を考えていくということが必要だろうと思いますし、コンピューターのミス、コンピューターのミスと言うよりか、これはまったく人為的なミスを私は考えております。そういう点でチェック体制をもう少し徹底をしていく必要があるということで、今、取り組んでおるところでございます。これにつきましても、詳しくはそれぞれ担当の部長の方から報告をさせていただきたいと思います。

この鳥獣の駆除体制でございしますが、この鳥獣の駆除については本当に特にシカの害、イノシシの害を中心にしてですね、大変皆さんが困っておられるということでございます。そういう意味でこの駆除体制の整備を、今、かかっておるところでございます、一部いろいろ課題はあるわけでご

ざいますが、この課題解決に向けて、今担当の部が頑張っておるところでございますので、このことにつきましても部長の方から報告をさせていただきたいと思っております。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは、平成15年度の決算の状況について説明をさせていただきたいと思っております。安芸高田市の一般会計と一部事務組合を含み、特別会計、法適用は除外しますが、歳出決算額につきましては428億2千万円でございます。ご承知いただきますように、決算の特徴といたしましては平成14年度と比較をいたしまして、非常に旧6町各町ともですね、投資的な経費が非常に増額になっております。このことは各町ともですね、合併を控えられ、ある程度の残事業というものに投資されたことではなかろうかと思っております。その財源として基金の取り崩し、また公債費の起債のですね、発行、そういう状況の中が非常に数字的に見られてもですね、多くかかっておる状況でございます。

そういうことも、いろんな各町ともですね、懸案事項を整理されてそれだけの基金も非常に少なくなっていることにつきましては、議員の皆様方はですね、旧町の時に議決をされた状況ではなかろうかと思っております。そういう中で、一方では基金がなくなりますし、一方では長期の借入は増加してくるというような状況でございます。

それと、14年度と比較して、積立の基金ということになりますけども、大体14年度と15年度と比較させて9億9千万ばかりの基金がですね、減額になっております。普通会計で申しますと34億9千200万ありましたものが、24億9千800万。約9億9千500万、そういう基金がですね、非常に先ほど説明しましたように投資的経費、いわゆる建設事業費に各町とも投資されたわけではなかろうかと思っております。そういうことで、基金全体的にはですね、15億円あまりが14年度から15年度の財源として取り崩しをされとる状況でございます。

総括的には起債の残高が増加し、また基金の残高そのものは低下しておりますわけですが、当然それだけの財の基金がございましたらですね、財政の硬直はですね、早い時期にどうこうということはありませんが、避けられるわけですが、どうしても財政の硬直化というものを見るようになるのではなかろうかと思っております。財政状況の非常に悪化を招く1つの原因になっておるのではなかろうかと思っております。特徴としましては、

本年度そういう状況の中で、健全財政化に向けてですね、来年度のまた予算編成に向けてある程度の行革というものも、取り組む必要になってくるのではなかろうかと思っております。基本的には財源をできるだけ作り出すということも必要になってきますので、無駄を省くような状況の中でさせていただきたいと思っております。

それと、旧町で財政調整基金、当初は財調の1割相当分、標準財政規模のですね、1割相当分を基金を持ち寄ろうじゃないかということで、いろ

いろいろお話しがりましたが、その財政調整基金の1割にですね、満たないまだ旧町村もがございます。そのことは、目的基金プラスしてですね、1割をクリアしておるといようなまちもがございますので、その点ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

人材の育成につきましては、全議員さんの方にご説明をさせていただきましたように、本所、支所との関係のある程度事務事業を明らかにしながらですね、適正的な配置を考えさせていただきたいというように思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 それでは、有害鳥獣の捕獲体制のご質問についてお答えを申し上げます。安芸高田市になりまして、有害鳥獣の捕獲体制につきましては、合併以前から旧6町の猟友会、あるいは捕獲班の代表者の皆さんで、いろいろと協議を進めてきていただいております。新市になりまして3月に入って猟友会の会長さん、あるいは捕獲班の班長さんにお寄りいただきまして、新市における捕獲班についての連絡会議をさせていただきまして、16年度の捕獲体制について協議をいただき、3月の26日に市の有害鳥獣対策協議会を開催をして、16年度の捕獲に関する協議をしていただいております。それぞれ決定をしていただいております。新市における捕獲活動につきましてはこれまでの協議の中で地域の地形等の実態を熟知していないと、捕獲活動は有効に実施できないというようなこともございまして、当面は旧町で組織をされております各体制ごとに編成をして、これまでどおりの区域で捕獲活動を実施していこうということで、現在捕獲活動に取り組んでいただいております。市としましては、当然市が行政区域が1本になったわけでございますので、捕獲体制組織につきましてもできうれば、環境が整い次第、組織の方も一本化で取り組みができるようお願いをさせていただいております。ただ、議員ご指摘のように、一部地域におきましては、十分なる捕獲活動の体制が整っていないという状況がございますが、これにつきましても市長が答弁申しましたように、現在鋭意努力をさせていただいております。体制が整い次第、十分なる捕獲活動に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

岡田議員 議長。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 2番目のですね、コンピュータミスではない、主に人為的なミスだったと、集金体制は、ということですが、だからこそですね、人間ですから間違うから、コンピューターが二度と収金体制を入力したら受け付けないというようなソフト開発とか。私これ余談になりますけども、25年前、市民病院へあることで入院することになったんですが、同姓同名の岡田正信というのが先に入院されまして、初心者で行ったんですが、受け付けてくれなかったんですよ。そういうようなかたちでもこの同じ人へ二度と請求した場

合には、人間は忘れがちですが、コンピューターは生涯忘れんですから、このコンピューターというのは。そういうシステムの開発など、もしこの安芸高田市のコンピューターに詳しい人がおられたら、そういうことができるのか。それでこれはちょっと難しいいうんだったら早急にそういうソフト開発をできるものではないのか。私、まったくの素人ですが、25年前の経験で私にそういうことができるんじゃないかと思ったわけです。その点について、市長のお考えをお尋ねします。

それから、決算の特徴については総務部長が詳しく言われましたが、結果的にはですね、合併前の申し合わせがいろいろ崩れまして、本町も含めてですが、旧甲田町も含めてですが、残事業をこの際やらにゃいけんというのは、これはよく分かります。ところが、先ほどあなたが答弁されたように、先では基金は取り崩した、財調は取り崩したが、仕事はなるほど全部終了しとらんものもある、また続けていかにゃあいけん。それで財政的に苦しい状況が重荷になったということというように、私は理解したんじゃないが、それでよろしいかお尋ねいたします。以上で終わります。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 コンピューターの問題について、お答えをしたいというふうに思います。コンピューターがですね、いろいろと事故を発生する場合には当然ソフト自体が間違ってるというケースがございます。それからデータの投入が間違ってるというケースがございます。最後に人為的なミスというものがあられるわけですが、この間の例を見ますと、人為的なミスということでございまして、これを防ぐソフトというのはなかなか難しいのではなからうかというふうに私ども認識はしておりますけども、もう一度それについては専門の業者等、抱えておりますので問い合わせをして検討していきたいというふうに思います。ただ、人為ミスの場合はこの2回経験をしましたけども、正直申し上げましてチェック体制、それをやはりマニュアル化してきちっと守っていくという方法が1つと、あともう1つは事務の流れですね、やはり決裁をちゃんと受けて事務は流す順序に沿って流してチェックをしていくと、こういった2つのことが必要なのではなからうかなという認識をしております。今言いましたチェック体制等々につきましては、再検討して間違いのないようにこれからも努めて参りたいというふうに思います。以上でございます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 先ほどもご説明いたしておりますように、確かに各旧町ともですね、いろんな角度の中で合併までに投資的事業の懸案整理のためにですね、事業を実施されたことについては旧町のある程度の基盤整備は完了したのではなからうかと思っております。ただ、基盤の整備は完了されるものの、先ほど言いますように長期借入金の起債に伴います償還というものはですね、年々上がってきておるわけでございます。補助金ではございませ

るので、起債の内容を見ますと大部分が財政負担にですね、関わるものばかりですね。だから、そういう状況になれば今後はですね、できるだけ事業実施につきましてはある程度の年数等の精査をしながら事業実施で財源がある程度起債の方まで回せるような状況にしないとですね、当然できないのではなかろうかと思っております。今で思いますと、いろんな合併時点からもう少し財調基金がですね、旧6町ともあれば、まだまだある程度の事業効果いうものはでてくるんじゃないかならうかと思っております。以上で終わります。

明木議員 議長。

崎岡議長 続いて、1番、明木一悦君。

明木議員 1番、明木一悦。通告に基づき大枠2本の質問をいたします。まず、協働のまちづくりであります。地域振興会の充実を今まで、また今から図っていかれます。この政策が基本的な市長の方針であるということは分かっていますが、今後それに対してそれが終了というか、地域振興会の充実が図れた際、次に持ってこられる政策とは何をお考えか、まず1点お伺いします。

また、その中で協働のまちづくりの中では大切なことは、若者、高齢者、障害者、その中で女性及び男性が均等に全市民の参加のもとに行われることが、バリアフリーの環境の中で取り組む大切な考え方だと思いますが、これまでつくられてますまちづくり準備委員会、また他の審議会においてもこういう均等化がされてないように考えられます。今後このような市長における委嘱人事はどのような考えで取り組まれるのか、お伺いいたします。

続いて安芸高田市財政についてお伺いします。交付税、公債費が62.2%を占める我が財政の中で、自主財源の拡大を求めると思います。市長は市政懇談会の答弁の中において、交付税、補助金、助成金、あた起債などの借金により今後の運営の方針を出されてますが、実際には投資事業ということももっと大切なんじゃないかと思われま。建設計画の中には、今である重要視されているハード事業において、投資的な事業がどれだけあるのか、これは懸念がされるところです。この合併特例債を有効かつ投資的に運用されることは、今後必要じゃないかと考えますが、それをもって自主財源の拡大を考える時、どのような取り組みを考えられているのか、お伺いをいたします。

答弁におきまして、再質問は自席にて行います。なお、我が会派はもう一人います。時間制限の中で行われておりますので、執行部においては明確な回答を、明瞭かつ要点のみの答弁をお願いします。以上です。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 第1点の明木議員のご質問、協働のまちづくりの問題でございますが、これは高田郡6町の合併の段階におきまして法定協議会でソフトの面の最大の目玉として、この協働のまちづくりを今後新しい新市で続けていくということが決定をされておるわけでございます、それに基づいて新し

い新市での施策が行われておるわけでございます。地域審議会制度をつくるということが総務省の合併の誘導策の中であるわけでございますが、この安芸高田市は地域審議会をつくらない、その代わり住民と行政の協働のまちづくりの地域振興会を通して、その委員さんによるまちづくり委員会をつくって、協働のまちづくりをするという、こういうことで施策を決定をしていただいたわけでございます。というのは、地域審議会という名の審議会は、聞こえはいいようでございますが、これは市長の任命によるということでございまして、市長のやはり好みとか、恣意的なものが反映される恐れがあると、こういうことを心配して、本当にそれぞれの地域で汗を流して地域づくりをしていただく方、しかも、そのバックにはたくさんの方がおると、そういう組織の代表をもってのまちづくり委員会をつくると、こういうことでないと本当のまちづくりにはならないと、こういうことで我々はこういうまちづくり委員会という制度を考えたいわけでございます。そういうことを今後とも続けていきたいと。

そういう中で特に女性の参画とか、あるいは審議会への女性の参画と、そういうことが言われるわけでございますが、今後とも女性の参画というのは大きな目標でございますので、審議会等については、もちろんまちづくり委員会以外にもいろいろ審議会が委員会とか審議会をつくる必要があると思います。そういう時には明木議員ご指摘のような考え方で、できるだけ女性の参画をしていただきたいと、このように考えておるところでございます。

次の財政の問題については、自主財源の問題でございます。担当部長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは、安芸高田市の財政についてということでお答えをさせていただきます。本市におきます自主財源というものにつきましては、基本的に市税であると考えております。市民のみなさんから納めていただく税金が基本の自主財源であるというように考えております。確かにこうした今日における経済情勢等もみますと非常に厳しい状況がでてきておるんじゃないかと思っております。旧6町におきましてもいろんな角度で諸施策を実施されておりますが、その中でもやはり定住対策事業、また新規移住者の受け入れ、そういう諸事業もですね、ある程度今後実施していかなかったらなかなかそういう税収の増加は見込めないのではなかろうかなと思っております。

続きまして、特例債活用の事業ということで、新市建設計画に沿っての総合的な諸事業ということでございまして、当然特例債も95%充当の交付税算入が66.5の特例債事業をしてもですね、33.5%の一般財源というものは、当然必要になってきます。そういう状況を踏まえましていろんな角度の中で新市建設計画をもとに、先程来からの様々な事業を実施いたしますものを考えながら、年次計画の中で諸事業を総合的に実施して

いきたいというように考えておりますので、どうかよろしく申し上げます。

明木議員 議長。

崎岡議長 1番、明木一悦君。

明木議員 確かに自主財源を拡大していく今後の姿勢ということで、ありますけど、この中でやはりこれから膨大なですね、合併特例債が使われていくわけです。それがこの建設計画、重大な重要視されてます建設計画で行けばですね、地元業者にこれがどれだけ落ちるのかということがですね、非常に大切なことだと思います。何百億というお金が使われます。今ですね、今回の建設計画において、どれだけのお金がですね、実際に市内における商工業の方に流れる可能性があるのか、その辺は試算をされてるのでしょうか。それによって市税が拡大化されると思います。また、そのマネーフロー化がですね、安芸高田市における景気の回復にもつながってくるのではないかと考えられます。例えば対応できない業者があればですね、それをどのように使えるか、それは入札の条件についてもですね、整えることで可能になるのではないかなと思います。

また、定住対策事業等もですね、実施して、この市税を上げていくということですけど、実際に今定住を求める中でですね、大事なことは、高速情報通信網の整備であります。これはですね、やはり中小企業の活性化、また誘致における雇用の拡大ですね、それがやはり求められますけど、それらの業者がやはり必要としているのは、高速情報通信網です。またこれは住民サービスの向上にもなります。平成22年からは、現在家庭にあるテレビがまったく使えなくなります。これはテレビのデジタル化です。それによって皆さん市民のどれだけの人が承知してるかわかりませんが、それも高速情報通信網を使えばですね、皆さんにその娯楽であり、また情報源であるテレビの供給ができていくわけです。しかしながら、非常に残念なことに、今回の執行部の人事においてはですね、情報通信整備を不安に感じさせる材料として、情報政策係の人員の削減がありました。一番ここが大事なことだと思いますけど、なぜその人事がこのような体制でされたのか、適材適所という先ほどの言葉もありました。人事においてですね、そういうこれから大事なところには、もっと職員の配置をするべきじゃないかと思いますが、どのようにお考えかお尋ねいたします。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 今回の新市の建設計画の合併特例債の総合的な事業ということになるうかと思いますが、当然、合併を見、3月1日にこの計画書を計画させていただいたわけですが、今後の事業実施につきましてはですね、やはり当初計画、当然、果たしてそれが財政的にですね、全部100%年次、年次にはまっていけるかという大きな課題がございます。そういう状況を明らかにしながらですね、議員さんのご指摘言われますような、ある程度の問題も整理しながらですね、整理をしていく必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

崎岡議長 通告以外の質問は省略させていただきます。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 高速通信網の整備についてのお聞きでございますけども、実は私たちも非常に大きな関心を持っております。議員ご指摘のように、いわゆる高速通信回線が確保されない環境というのは企業が立地をしてきませんし、立地している企業も実は出て行きたいと、こういった状況になりますので、したがってそれが光ファイバーになるか、電波になるか等々の問題はありますけども、いずれにしても早い段階にこれについては方向性を出す必要があるだろうというふうに考えております。

もう1点、テレビのデジタル放送の言及をしていただきましたけども、テレビもデジタル化になりますと、この近辺では現在広島県内に100近い中継塔が立っておりますが、これが県内で20カ所に整理がされるという方向が出ています。NHKあたりは20カ所ということで動き始めております。

崎岡議長 答弁を簡素にお願いします。

田丸自治振興部長 はい。そういうことがございますので、高速通信回線と併せて、このテレビのデジタル化の問題にも一定の方向性を出していきたいというふうに考えております。このことを今年度検討していきたいというふうに思います。以上でございます。

崎岡議長 続いて、45番、入本和男君。

入本議員 45番、入本和男でございます。先の通告に基づいて、4点の質問をさせていただきます。

支所機能の充実というのが以前から何回も出ておるわけですが、私はこれをいつ、誰が、いつまで検討するかということを知りたいわけございまして、私が思うにはですね、やはり支所充実という合併前の考え方からですね、本日出席されています支所長さんがですね、支所の業務内容と本庁の業務内容が非常によく把握をされているので、私は支所長がですね、来年の4月に向けて業務内容を把握し、人事の配置をすると市長の答弁に対するお考えを伺うものでございます。

次に、職員の削減と言われますが、これもやはり年次計画に落としていないと、やはりうまくいかないのではないかと思います。10年計画、どのように人数を削減して適正な職員にされるのは伺いものでございます。

次に、各施設の施設利用について伺うものでありますけど、これは地域懇談会の中でも住民の方から声が出ましたように、私は対等合併を年頭に置いた場合はですね、もっと本庁の職員は各支所の施設を十分理解して何でもかんでも吉田町、それは必要の場合もあります。しかし対等合併と言いますと、八千代の人が高宮に行き、高宮の人が向原に行き、交流することが本来の対等合併であり本来の緊縮財政が潤うために、地域の皆様に汗をかいて下さいということにつながると思うんでございます。その点を考



えても何ら無策な状況で引っ張ってやるという、住民に合併前の説明とまったく違う方向に行っておりますけど、これについては建設計画にもつながると思いますけども、その点について、今後借り上げる場合は何を持って説明のつく状況を説明されたいと思います。

次に、公債費と経常比率の見直しについてでございますが、既に合併前にいただいた資料を見ますと、歳入の方につきましては338億の予算計上ができるのが、今年のを見ますと257億という、既に81億、要するに16年度と16年度以降に本市が建設計画をしておりますその金額が88億等に匹敵する金額でございます。この財政もないのにですね、第2庁舎を早くする、文化ホールをする、斎場もすると、私はつくるなどは言っておりません。住民の理解が十分できていないのに、こういう3割の有利な自己財源で大きな金額特例債があるというのは非常に結構です。しかし、ランニングコストについてはまったく触れられておりません。既に私たち甲田会派におきまして、借上案について各支所の有効利用を訴えてきましたのも何かと言いますと、やはり職員も汗をかき、地域市民も汗をかくということはどういうことかと申しますと、この経費、歳入と歳出のバランスが非常に狂つると。これを将来の住民に負担をお願いすると。使用料とか何とか出ておりますけど、値上げをせざるを得なくなるという、非常に矛盾した作文であります。作文ではこれはいけないと思います。もっと現実を正直にですね、オープンにしてですね、やらなくてはならないと思います。公共施設を厚生省を見ても解るようにすること。10億かけたものが1億でも売れない、5千万、1千万、そんなことができない状況の中にですね、ハード面については十分注意する必要があると思いますし、新市でもっと組織をもって研究する必要があると思います。この指数を見ても既に16年度で81億という金額が起債が出たというところに対してですね、我々は大きな疑問を持つわけでございます。先の中国新聞で、議員の1億2千万という、こういうことが出ましたけども、私は市長もヨーロッパ研修をされて分かるように、議員報酬はボランティアで夜やりますと言えば議員報酬は日当月給で1日1万円でもすぐ計算する。そういう案を出されて我々は反対するわけでもないし、賛成するわけでもありませんけども、そういう議論がですね、今必要な時期にですね、こういうハード面を中心に急いでやるということは、住民を無視した施策の何ものでもないというものでございます。

在任特例というものはなぜあるかと言いますと、隅々まで議員活動ができて、これを新市に向けての方向性を示すために在任特例で我々は活動しているものと信じております。その意味では少数になる前にですね、こういう決めごとが正しく運営されているかということが、この公債費、経常比率の見直しに大きくでておりますので、この見直しをですね、この81億という数字はですね、簡単に考えても単純で発想できる数字ではありません。いかにいい加減な合併前の政策であったかと思うわけでございます。それについてどのような見直しをかけて、どのような10年計画にその公

債比率、経常経費を落とされていくのか、示してもらいたいというように思います。

答弁による再質問は、時間の残すところがあればですね、自席でさせていただきます。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 入本議員のご質問、支所機能の充実の問題でございます。これは現在、半年経っておるわけでございますが、そういう経過を踏まえながら本所機能、支所機能、そういうものを今後もう一遍見直しをして、効率のいい行政のできるようにということを、我々は今、考えておるところでございます。したがって、先ほどお話しのありましたように、支所長さんにも支所の実態等について十二分にお話しを聞きながら今後の対応をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

職員の削減につきましては、担当部長の方からお話しをさせていただきたいというように考えております。

また、各支所の施設の利用でございますが、先般もそれぞれ各町で行いました懇談会におきましてもせっかくいい施設が旧町にはたくさんある。それをもう少し有効に利用したらどうかと、こういうようなお話しがございました。そういう意味で、今後ともそういうものを十二分に活用していきたいと、このように考えております。今日も農業委員さんに聞きますと、農業委員会の会議を、今日高宮の方でやるというようなお話しもありましたが、そういう意味で、今後ともいろいろな行事についてもご指摘のとおり、有効に現在ある施設も使っていきたいと、このように考えておるところでございます。

それから公債、経常比率の見直しにつきましては、後ほどまた担当部長の方からお話しをしたいと思います。先ほどご意見のありました施設の問題につきましては、最低限どうしてもやっておかにはあいいけん施設につきましては、できるだけ早くやらせていただきたいと。今回もそれぞれ各派の代表者の皆さん、副代表の皆さんにもお話しをしておりますように、当面の第2庁舎の問題、文化ホールの問題、これはどうしてもやらにはあいいけん問題等でございますので、どうしてもやらにはあいいけん事業につきましては、早くやっという方がえかろうと、このように考えてご相談を申し上げておるところでございます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 公債費と経常収支比率の問題の関係でございます。ちょっと先ほど入本議員さんの80数億円という数字のですね、これはちょっと理解をしてないんですが、基本的に15年度の普通会計の決算、確かに今回のですね、15年度の決算は合併し、初めての旧6町のですね、データをそのまま決算統計させていただいた数字がそのように公債比率、また経常収支比率につきましても公債比率が17.8、経常収支比率が93.7というような状況になっております。確かに旧町の中でもですね、いろんな施設整備を

されまして、非常に公債比率のやはり99%に近い町村もあるように見ております。そういう状況でございますので、非常に多少の前年度と比較して、14年度と比較してですね、多くなっておるのは3.3%ぐらいの上昇になっておるのではなからうかと思っております。それと、ある程度の予算の対比でございますが、予算の対比で増額になっておりますのは先程来から説明をさせていただいておりますように、旧町におかれての普通建設事業費の増加がその原因にあるように分析をいたしております。旧6町の地方債を財源とした建設事業、そうしたものが集中的に実施されておるといことがですね、今後における公債比率の負担というものはあるのではなからうかと思っております。決して今回の合併したためにですね、その数字が即そのようになったということではないということだけは、ご理解を願いたいと思っております。旧町での財政状況も14年度の分析と、15年度を分析してみますと、非常に良いというような旧町村の状況はございません。非常に厳しい状況もございますので、そういうことについてはご理解をお願いしたいと思っております。そういうことで、必要最小限度のやはり経費を減らすということが一番だろうと思っております。ランニングコスト等におきまして、当然削減をさせていただくということも必要だろうと思ひますし、現在でも事務事業、事務をさせていただくのは、4カ所に分かれて事務事業をさせていただいております。それを1カ所にある程度集結することによってのある程度のコストダウン等も考えられるのではなからうかと思っております。

それと、続きまして職員の計画的な削減ということでございますが、当然市民100人に対して大体1名の職員というように、割合でいろいろ今まででも議員の皆さんはご協議されておるのではなからうかと思っております。原点そうであればですね、旧町が人口割合にして職員はどうであったかということは、議員の皆さんもですね、十分各町の状況というものはよく知っておられるのではなからうかと思ひます。合併して、そのために即人件費も多くなったわけではないわけなんで、当然旧町の職員を新市の合併によって引き継いでおるということでありますので、その点はお理解を願いたいと思っております。今後、定数計画を策定させていただいた中でですね、行政サービスの低下を招くことのないような職員数に取り組みを進めさせていただきますので、ご理解よろしくお願ひいたします。以上でございます。

入本議員 議長。

崎岡議長 45番、入本和男君。

入本議員 時間が残り少なくなりましたんで、私は細かい部分をとやかく言うんじゃないですね、現在の市長さんはですね、町長時代には日本に誇れる町長さんでございました。また、執務代行者におきましてはですね、非常に美土里町を整備されました。しかし、財政を見ると非常に大きなお荷物を新市に預けてきたというのが、私が言いたかった部分でありまして、本来新市の市長さんの場合におかれましてはですね、やはりこの度北海道から長

崎から、非常に合併についての視察研修が来ると思うんです。その中で、目玉としてですね、私は、新市長さんは今のように施設を早くつくるのが唯一と言われましたけども、本来はやはり住民の声を聞いてみますと、地域の小さな部分も直してもらう、かゆいところにも手が届く方が非常に望んでおられるわけです。だから、支所の充実99%というような合併前の話をみましてもですね、どうもその線がですね、見えて来ない。会う人、会う人に合併してようなかった、ようなかったという声を聞く我々のチェック機関としては、非常に情けない部分があると思うわけです。と、申しますのは、プロ野球を見て下さい。この度のプロ野球のオーナーの情けないこと。ファンがですね、7割から8割の選手を支持しとるわけですね。本来ならですね、ストしたら逆にならないといけないと、私は思うわけですね。だけど、ファンは鋭い目で見てですね、やはり楽しみを奪わないでくれと。もっと元気の出す方法論を考えてくれと。若い経営者はどうですか、現在負債の球団でも買って立て直してみせるといふ勇氣と決断を持っておるじゃないですか。我々が今、合併してですね、本当に有効利用しながら建設計画をもうひとつ置いてですね、考えてみるのも今からの新市に向けての遅くないと。これは3月に言ったんですが、長野県の田中知事におきましてもですね、脱ダム宣言で当選されとるわけなんです。市民が応援しとるわけなんです。今一度、新市計画を出してランニングコストがこれだけかかってこうしておりますと市民が知った場合に、本当に庁舎を建て、文化ホールを建てと言うのでしょうか。建設計画は、現在本当に私たちは必要だと思います。しかし、もっと一番市長さんが心に留めておられる地域振興会で、あれだけ全国的になるまちづくりをされました。今一度市民に問うチャンスを持ってですね、1年凍結してもよろしいじゃないですか。今、国やら県の予算がどんどん減ってきて、将来特例債がもらえんかもわからんという不安の中にあるかもしれませんが、それをやるともっと不安を募るのが住民ではないかと思うわけでございます。ニュージーランドにおきましても交流をされておられますけど、あこの市政を聞いても民間という非常に大きな管理から委託されてですね、非常にいい施策をされてるわけなんです。そこらを交流されとる市長さんは先見の目があると思います。是非そういう政策をですね、第3セクターに職員を派遣して第3セクターを位置付けるとか、これは愛知県の足助町でやとるわけですね。頭を下げることによって、地域の交流を深めて協働のまちづくりをしたいと、果たして箱物でしょうか。やはり思う気持ちが今、新市に向けて今の住民を踏みにじらないためにもですね、今一度市長さんの独特のアイデアと実行力をもって、新市の方向付けをしていただきたいと思います。答弁をもらいたいんですが、ちょうど時間となりましたので終了させていただきます。

崎岡議長 以上で、甲田会派の一般質問を終わります。

この際、2時35分まで休憩いたします。

~~~~~

午後 2 時 2 2 分 休憩

午後 2 時 3 5 分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。  
続いて、高宮会派の一般質問に入ります。  
2番、秋田雅朝君。

秋田議員 高宮会派の2番、秋田雅朝です。よろしくお願ひいたします。私は、通告書により提出いたしております大卒の教育の充実についてと、畜産振興についての2点の中の数点についてお伺ひいたします。

まず、国を上げての課題である少子化問題を抱える中での未来を担う子どもたちの教育問題でございます。新市建設計画の中では学校教育の充実ということで、学校と家庭、地域の連携を強化し、地域に開かれた学校づくりを推進し、教職員の資質向上や適正配置など、教育委員会のリーダーシップによる活力ある学校教育体制の確立を図ることを目的とされ、新教育戦略21の中では、未来に輝く安芸高田の教育という教育目標のもと、学校教育のシステムの充実ということで、地域に開かれた学校づくりという項目の中、特色ある学校づくりの推進、学校評議員の活用等、具体的施策の課題として提唱されています。そういった状況を踏まえての策定だと私は認識している安芸高田輝きプランを安芸高田市教育委員会は策定されました。その中ではみんなで協力して育てるという教育ということの基本として、特色ある学校づくりの支援というフレームの中、信頼される学校という項目のもと、学校経営改革、開かれた学校づくり、教育の資質的改善等を施策としてうたわれています。こういったことを考慮して、学校教育の充実という中では、信頼される学校、開かれた学校づくりという項目は、欠くことができないものだと認識いたします。そういったことで、平成12年、開かれた学校をキーワードに学校評議員制度が取り入れられ、保護者や地域の方の意見を幅広く聞く学校評議員の活用により、学校、家庭、地域に連携、協力しながら特色ある学校づくりを目指し、学校運営をなされている現在ですが、学校評価制度は教職員などが行う内部評価と、保護者や地域の方々による外部評価があり、学校が日頃の教育活動を自己点検、自己評価し、成果や問題点を明らかにすることにより、充実した教育を図ることを目的とするものと理解しております。この学校評価制度の取り組みが、より開かれた学校づくりに貢献されるものと、私は考えますが、教育長のご所見をお伺ひいたします。

また、中高一貫教育の推進についての質問でございますが、午前中、今村議員の質問に教育長のご答弁がございました。結論は、お示しの3点の体系のうち、安芸高田市で考えられるのは連携型中高一貫教育、一貫校の設置で、今後十分検討されるということだったと思います。私の質問の要望といたしましては、中高一貫校設置により、生徒一人ひとりの個性を重視した教育の実現であり、特色ある学校づくりであり、このことを踏まえた早急な設置へ向けての取り組みでございました。今後検討されるという

ことでしたので、よろしく願いすることを切に望んで、この質問は終わります。

次に、人が輝く、ものが輝く、地域が輝く高田農業の畜産振興についてお伺いいたします。市長が施政方針で申された、高田郡広域農業振興計画の中の、循環型農業の推進という項目の中では、具体的な施策として農業の持つ自然環境機能を活かし、生産性を考えつつ、土づくりや合理的な施肥防除によって、環境付加の軽減に考慮した農業の展開を推進し、堆肥センターについては、その効率的な利用を図るため、堆肥の計画的な生産や、良質堆肥生産のための技術向上、堆肥施用の効果確認を行ない、園芸農家や稲作農家などの利用を促進し、堆肥を使用して生産された農作物の特徴を評価することで付加価値を高め、販売促進を図るとされています。さらには、堆肥の散布方法の改善を進め、利用しやすい仕組みを構築するとあります。また、水田を有効活用した飼料作物の本格生産による自給率向上のための飼料用稲の栽培拡大のため、畜産農家と耕種農家との連携を強化し、効率的な飼料用稲の生産、流通のについての検討をするとあります。こうした中、畜産農家の強い要望により、行政の介入援助のもと、現在建設中の高宮町家畜排泄物リサイクル施設の現在の工事の進捗状況をお伺いします。また、今年11月からの適用による家畜排泄物の管理の適正化、及び利用促進に関する法律の管理基準に対しての家畜排泄物リサイクル施設の工事進捗状況による畜産農家への適正指導はどのようにされるのか、伺います。さらに現在稼働中の美土里町堆肥センター、甲田町堆肥センターと、高宮町堆肥センターの合理的かつ有効利用についてのご所見をお伺いします。

なお、再質問については、自席で行わせていただきます。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 秋田議員のご質問でございますが、最初の第1点、第2点の教育の問題については、教育長の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

3点目の畜産振興についてでございますが、ご存知、ご指摘のように、高宮の施設につきましては平成15年、16年の2年で完成するというところで本年度末には完成するという段取りになっておりますし、既に美土里町、甲田町では同様の施設が稼働しておりますところでございます。ご指摘の具体的な問題につきましては、担当部長の方からお答えをしていきたいと思えます。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 ただ今の秋田議員のご質問にお答えをいたします。まず学校評価制度についてのお尋ねでございますが、安芸高田市の場合には、平成13、14年度と当時の高宮町の来原小学校と高宮中学校が県の学校制度を人事評価制度についての研究校を受け持ちまして、先導的な取り組みをしていただきました。そのことが安芸高田市におきます学校評価制度をより一層浸透させるようで、非常に効果があったと考えております。なお、この制度

でございますが、教育の質的な向上を目指しますとともに、学校の説明責任を果たすために平成15年度から広島県では導入しております。全国は、今年から導入になっておりますが、広島県の場合には教育改革を早く進めるということで昨年度から導入になっておるところであります。それぞれの学校におきましては、学力の問題あるいは生徒指導上の問題、体力づくりの問題等々、様々な教育課題がございますが、その中で自分の学校では特にこのことが重要であるという課題と思うものを選択いたしまして、その課題解決に向けて教職員が力を結集して取り組み、その成果を学校の職員あるいは保護者等によります、内部による評価と、学校外のPTAを除きました学校外、もう少し詳しく言いますと、学校評議員も学校内というように県内では一応まとめておりますが、学校外の地域の人たちのご意見を聞きながら評価をし、そしてその評価をもとにさらなるそれぞれの学校の質的な向上を図る取り組みを進めておるところでございます。

冒頭申し上げましたけれども、安芸高田市におきましては、本来の狙いに沿って早くから研究が進んでおりますので、実施をされ、本来の趣旨に沿った学校評価がなされておると、私は受け止めております。加えまして、すべての学校がホームページやPTA総会等々で、それぞれの学校におきます取り組みについての評価を公表し、保護者、地域の皆様への説明責任を果たしてきておるところでございます。なお、中高一貫教育の推進につきましては、先ほど先ほど話がございましたので簡単に申し上げますけれども、安芸高田市といたしましてもそれぞれの学校が、そこへ子どもを行かせて良かった。その学校へ自分が来て良かったと思えるような教育を進めるために、安芸高田市の教育委員会といたしましては、直接の所管であります小中学校、そしてそれが進路選択をしております高等学校につきましても、高等学校に市民の願いと期待ということを十分に伝えていきまして、午前中にお話しをいたしましたけれども、小中高等学校の校長会の連合会というものをつくっておりますので、そういう機会を通じながら指導を重ねたり、市民の願いを訴えて参りたいと考えております。以上でございます。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 2点目の家畜排泄物施設についての3点についてのご質問にお答えをさせていただきます。議員のご質問の中にごございましたように、新市におきます農業振興につきましては、循環型農業の推進という大きな項目も計上しております。その循環型の農業の振興につきましても、国が定めております家畜排泄物の管理の適正化及び利用促進に関する法律の管理基準等の施行に伴います適正指導等につきましても、関係機関と連携を現在取っておるところでございます。まず最初の第1点目の高宮町におきます、家畜排泄物リサイクル施設の現在の工事の進捗状況でございますが、先ほど市長が申し上げましたように、15年、16年の2カ年で、現在事業を進めてきております。一応今年度が最終年度ということで、年度末を完了目標としております。8月末の時点で工事全体の進捗状況は、約50%とな

っております。この工事につきましては、補助金は市が受けまして、事業発注は県の農林振興センターの方が事業発注という事務の流れで工事を発注していただいております。

次に、今年11月から施行されます家畜排泄物の管理の適正化及び利用促進に関する法律の管理基準でございますが、この対応につきましては各畜産農家におきまして、これまで個人での対応をすでにとっておられる農家もございますし、これから整備をしていくという農家もございます。それと併せまして現在高宮町では13戸の酪農家によりまして、施設を整備しております、先ほどご質問の中にもありましたが、甲田町、美土里町の方では共同での施設を整備をされてきておるところでございます。11月からの施行に伴いまして、適正な指導の取り組みにつきましては、特に地域事務所等との連携を取りながら、適正な指導に入っていきたいというふうに考えております。

次に3点目の3町に整備をします、あるいは整備をされております堆肥センターの堆肥の有効活用についてのご質問でございます。今朝ほどの米の問題でのご質問もございましたように、特に今年は6千100円の仮渡しというようなことで、非常に水稻の価格は低迷してきております。そういった中でいろいろと米の特色ある米の生産ということについての取り組みをしてきておりますが、今年はマルチ栽培による無農薬の栽培方法の試験も各町でそれぞれ試験を行ってきておりますし、契約栽培による減農薬栽培の方法についても農協と連携をとりながら取り組みをしておる状況でございます。

先般、農水省がアンケートをまとめておりますが、このアンケートの内容と申しますのは消費者に対するアンケートを取ったものでございますが、少し紹介をさせていただきます。消費者が生産者に望むことのアンケート結果ということで、1番多く掲げられていたのが安全安心ということが約51%で1位となっております。次いで有機栽培、無農薬、減農薬が24%、それから産地、生産方法の情報公開、生産履歴の公表になりますが、これは11%と上位を占めておりまして、BSEや一連の食品の偽装表示等をきっかけとして、消費者の安全安心の指向が非常に高くなっておるといことが伺えるのではないかと思います。一方で、おいしいあるいは安さ、こういった部分につきましてはそれぞれ4%ということで、味や価格に関する要望は極めて低いという結果がこの度のアンケート結果で公表されておると、このような消費者のニーズのもとにですね、それに合う農産物の生産というものが必要になってこようと思います。美土里町、甲田町、そして高宮町、施設でいいますと4カ所になろうと思いますが、これで生産をされます堆肥につきましては、今後有効的な活用を考えていかなければならないというふうに思っておりますし、この施設の連携のできる体制づくりを今年度立ち上げていきたいというふうに考えております。先ほど申し上げましたように、有機栽培でありますとか、無農薬、減農薬の生産に、さらにこの堆肥を有効に活用しながらですね、市場の求め



る農産物の生産体制づくりに努めて参りたいと、いうふうに考えております。

秋田議員 議長。

崎岡議長 2番、秋田雅朝君。

秋田議員 まず、教育の充実ということで、いろいろご答弁いただいたわけですが、先ほど教育長さんもおっしゃいました、ちょっと伺いたかったのは、学校評価制度は当然内容的には今ご答弁いただいたとおりだと思います。その中においてですね、先ほどちょっと出させていただいた学校評議員制度との兼ね合いもあると思うんです。というのが、学校評議員制度はあくまでも外部だけの、だけのという言い方はどうか、問題があるかもわかりませんが、外部だけの意見を申し上げる制度でございますし、学校評価制度ということになりますと、内部的に教職員あるいは将来的には子どもたちも含めたその評価、要するに開かれた学校づくりにですね、役立つ方向で進めていくためのものだというふうに私は認識しております。そのことでどうのこうのと申し上げるんではございませんが、このことを強く踏まえてですね、学校づくりの開かれた学校づくりの一層の推進を図っていただきたいということが、一番言いたかったことでございます。あと、答弁の方はよろしくお願いいたします。

それから、2点目の農業問題の方で、畜産振興の方でございしますが、いろいろと縷々ご説明いただきましたけども、進捗状況がまず50%ということで、私が2点目にお伺いした進捗状況における今後の11月までですね、11月から施行される中で地域事務所等と連携を取りながら指導方法あるいは適正な方法を考えるというご答弁はいただいたわけですが、農家の方が全然困らないような段取りでいるんなら、僕は何も問題はないと思うんですけども、いろいろその内容によっては11月から施行されるということで、もし堆肥センターができていなかった場合の対応に困っているかたがいるんじゃないかという前提のもとに、ちょっと質問させていただいたわけでございます。

それから、その次の3町の有効利用でございます。堆肥センターの。これは1点、先ほど最初の質問の方でも申させていただきました稲作農家との利用促進における堆肥の散布方法の改善を進め、利用しやすい仕組みを構築するということが、高田農業あれの中にもうたっていると思うんです。その点を踏まえてですね、ちょっと認識不足で申し訳ございませんが、散布方法については、やはりマニアスプレッター等、そういった機械がないとできないと思います。それでそれがあってもあれば、おそらくない町もあると思うので、そこらのところは統一的な、一律的な施策を進めていただければと思います。以上です。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 佐藤勝君。

佐藤教育長 学校評議員制度ということでございますけれども、この学校評議員制度といえますのは、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べるた

めに、学校評議員制度というものが設けられておるわけでございまして、学校評価のためにということでは基本的にはないわけでございまして、元々の発想はですね、地域住民の学校教育への参画ということで制定されたものでございます。したがって、これは学校運営に関わるご意見をいただく人だから、評価をするということになりますと、自分たちがいろいろ意見を言うたことに基づいて、学校が経営しとるわけですから、それを外部評価と見るのか、あるいは内部評価と見るのかということにつきましては、学校評議員の方のご意見については、意見が分かれたところでございます。最終的にはPTAと同じように、学校の1つの組織の一員というふうに考えた方が、より適正な評価ができるんでないか。学校評価そのものが他から見ていただいて、適正に評価がなされておるというためには、その方がいいんじゃないかというかたちでですね、広島県の場合には内部評価の中に入れております。その意見も学校評議員についての意見は大切にしながら、校長が学校経営に活かしておると、私はそのように認識しております。

似たような言葉で学校運営協議会というのがありますが、これはアメリカのコミュニティスクールと言いますか、地域学校運営協議会というのがあります。言葉はよく似ておりますけども、学校評議員制度とはちょっと違ったところがございまして。以上でございます。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 答弁の方が不足してございまして、大変申し訳ありませんでした。11月以降、法施行後の現在の加入を予定されております農家の皆さんへの対応ということだったと思います。これにつきましては、建設委員会等の組織をつくっていただいておりますので、その会におきまして、また県の地域事務所等々にもですね、対応についてのご説明をしていただきたいと思いますというふうに考えております。

それから、3番目の方で稲作農家、耕種農家の連携についてのご質問でございます。それから散布の方法について、3施設についてはどのような状況にあるかということでございますが、耕種農家についての連携についてはもちろん製品につきましても需要に合った物を生産していくということが当然必要になってきます。水稻に施肥するもの、それから畑、野菜等に使う物と言いますと当然堆肥そのものの成分が変わって参りますので、これらにつきましても当然先ほど申し上げましたように、4つの施設の関係の連絡調整できる組織を設立をして参りますので、その中でそれぞれの施設の特徴なり、見合った堆肥の生産をしていくということのなろうと思っております。そういったところの調整も今後必要になってこようと思っておりますので、現在ご存知のようにそれぞれ堆肥の販売単価の方も異なっております。合併までの調整ができておりませんので、今年度そういったところの調整という段階でございますので、そういったところも含めまして、単価、あ

るいは散布の手法も含めまして調整を取っていきたいというふうに考えております。また、耕種農家との連携につきましては、高宮町におきましては、以前に組織をつくっていただいておりますので、そういった組織も通しながら堆肥の生産の品質についても協議をさせていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしく申し上げます。

秋田議員 議長。

崎岡議長 2番、秋田雅朝君。

秋田議員 はい。いろんな施策についてですね、強くいろんな意味で要望、教育についても農業振興についても、そういう要望だけで申し訳ございませんけれども、そういったものを強く考えていただいておりますね、よりみんなの充実したいろんな意味での施策が有効であったというような政策を是非進めていただくように、強く要望して私の質問を終わらせていただきます。

崎岡議長 続いて、69番、増田静樹君。

増田静樹 失礼をさせていただきます。69番、高宮会派の増田でございます。先ほど通告いたしております一般質問等につきましては、議長さんのお許しをいただきましたので、時間のある範囲内におきまして私の質問とお尋ねをさせていただきますと思います。なお、お答えをいただきますけれども、私の質問させていただきますことと、前段45番さんと55番さんであったと思いますけれども、重複する点があるかと思っておりますけど、その点について、執行部の方、よろしくお願いいいたします。

時間が相当ずれておりますので、答弁者側も私もやや疲れておりますので、お許しをいただきたいと思いますが、通告いたしております内容につきましては、トータル新生安芸高田市の方向性というまことに漠然とした表現で通告をいたしておりますけども、ご案内のように昭和の大合併から平成の大合併と、これは好むと好まざるとに関わらず、地方自治体というのは国、県の傘下でございまして、地方の財政が厳しい中で、いろいろと安芸高田市も法定協であるとか、あるいは合併協であるとか、様々な機関で慎重審議なされて、安芸高田市誕生、大体半年が経過をしたのではないかと、そのようにお見受けをさせてもらっております。まだ半年でございますので、その間市長さんの誕生であるとか、あるいは三役さんの誕生であるとか、職員につきましては参事制であるとか、部長制であるとか、ありとあらゆる手段を講じて執行体制の構築がなされたように、私はお見受けさせてもらっております。

なかならず、市長さんにおかれましては、行政の年輪の重みと申し上げますか、あるいは深さと申しますか、行政の経験豊かさの中で逐次執行はなされておりますけども、市長の執行と財政とは、ちょっと時間がかなりはなれているように私はお見受けさせてもらっておりますのでございます。そうした様々な要点を踏まえて、これから新しく誕生いたしました安芸高田市の体制づくりについて、4、5点ほどお尋ねをしてみたいと思います。

まず1点目でございます。別に皮肉って申し上げるわけではございませ

んけども、合併と申し上げますのは国の行財政改革、地方自治体の辛さから生まれてきた平成の大合併でございますけれども、議員の皆さんご存知のように、執行部の皆さんもご存知のように、法定協の中で様々な論議はなされて参りました。議員の定数も6町でございましたから76人でございました。これが、現在私ども在任特例ということでございますけども、22人になるそうでございます。各町の四役さんも4名おられまして、現在四五の20人ほど。いずれ議員も54人、特別職さん20人、74人は言い替えますと失職すると、こういうことになるわけでございます。日本列島つぶさに見ましたときに、3千2、3百ございます町村を、千にすることによって、職員を削減することによって財務省は5兆円の予算額と。これがアメとムチで課せられた地方自治体の弱さであり、今日の安芸高田市の誕生であろうと、そのように私は認識をいたしております。それはそれといたしまして、これから新市の舵取りをするのは、市長さんは申しに及ばず、三役の方、加えて職員が私は主人公ではなかろうかと思っております。行政の生命であり、あるいは要である職員が立派に行動を起こし、起案をし、草案をして、てきぱきやってくれたならば私は市政というのは円滑な運営ができると、このように思っております。

1点目通告をいたしております職員の教育に、どのような心がけで市長さんは臨んでおられるか。なお、各部長さん方につきましても、また支所長さん方につきましても、旧町におきましては野球で申し上げますならばですね、「ピッチャーで4番でなけんにゃあ、せん」というね、エース級の方ばかり、ずらりと並んでおられる。どれを見ましても。みな甲乙付けがたい部長さんであり、参事さんであり、支所長さんであるというように私は認識をいたしております。これだけのスタッフがおるならば、新生安芸高田市の行政の職員はうまくスムーズに流れるであろうと、そのようなことで、再度教育をどのようにお考えであるかということ、市長さんにお尋ねをするわけでありませう。

2点目。執行部ご案内のように、地方分権一括法案であるとか、三位一体ではとか言語明瞭にして非常に意味不透明な国の状況でございます。裏を返せばそれは自治体にも大きなしわ寄せが来るということにつきましては、市長並びに執行部の皆さん方ご存知のとおりだと思います。無論、教育界の世界にも地方分権との嵐はかなり来ておるわけでございます。そのことにつきましても教育長、十分熟知の上と思ひまして、質問させていただきます。

ということで、いろいろと法定協におかれて雄大な計画がなされております計画も財政如何によっては立て直し、見直しをしなければならぬ、しかも法定協の中では財政的なことも、あるいは旧町において実行していたことも、そう触らず当たらず円滑な合併目的のために今日まで来ておると思ひます。ここで、より一層の思いを新たにしたいということ、財政を中心としてお願いをするわけでございます。その点についてのお考えを伺ってみたいと思っております。

その次、3点目でございますけれども、未収金ということで私通告いたしておりますけれども、これは滞納のことでございます。現在様々な審議の中で滞納があるわけでございますけれども、合併前に不納欠損として落とされるものは落とされて、各町村においては合併なされておると、私は思っております。言い替えますならば、特に矛盾がなかったとするならば、これはいかような方法を講じてもいただかなければならない未収の金額ではなかろうかと思っております。幸いにいたしまして、対策本部が設置なされたということでございますので、こうした問題につきましては、にわかには解決できる問題ではございませんけれども、逐次その方向が見通しの明るい方向に行っているのか、おらないのか、現在の進行、即INGについてお答えをいただければありがたいと思っております。

4点目、15年度の決算ということについてお尋ねをさせていただきますが、地方自治法の233条の定めるところにより、収入役は会計閉鎖後8月31日までに決算書を市長に提出しなければならないと、このように云々の下りが決算の認定まであるやに、私は記憶をいたしております。先ほどの総務部長のお言葉にあったと思えますけれども、我々議員は過去におきまして、旧町におきまして、様々な論議をよび、議決をいたしたものが15年度の決算として結論が出る問題であろうと、そのように思っております。16年度につきましては3月の1ヵ月分でございます。いろいろと数字が並べてあるわけございまして、こうした決算そのものが、我々が議決をさせていただきましたことは、この在任特例中の11月一杯で決算の認定ができる作業準備ができておるのか、おらないのか、その点の所が分かれば教えていただきたいと、そのように思っております。

さらに、教育の問題について教育長にお伺いさせていただきます。市長施政方針の中で、いろいろと教育の点についてお示しはいただいております。その前にお断りをしておきます。私、教育にはズブの素人でございますので、お尋ねする方がおこがましいかと思えますが、その点についてのお許しをいただきたいと思えますが、学校教育、生涯教育を通じて、乱世の現在の日本の教育、とりわけ安芸高田市の教育は、佐藤教育長在任の中においてこれだけは成功してみせるという意気込みと申し上げますかね、不退転の決意があるならばですね、教育でございますからいろいろございます。なお、地方分権のしわ寄せも教育界に及んでおります。その点について学校の管理職に対してどのような指導体制をもって学校現場、世界の教育現場へ、ちょっと失礼な言い方になりますけれども、私どもは佐藤教育長さん、よく存じております。現在の安芸高田市の中で市長さんいうたら、あれは来原の児玉市長さんいうてわかります。まだ佐藤教育長さんがどこの方やら、どんな方やらわからない方が大半ではなかろうかということで、このように私は思っております。安芸高田市の教育界を担う教育長として、自分はこれだけのことを成功させたいということを、意欲のほどがあるならば、お示ししていただきたいと思えます。

簡潔に申し上げましたが、残余の質問についてはお答えしていただきな

がら、またお尋ねするというので、この壇上を降りさせていただきます。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 増田議員さんのご質問でございます。最初に職員は市の職員として住民サービス機関であることを十分認識しているのか、その教育方針という問題でございます。

次の非常に厳しい財政状況の中で新市建設計画にも再考の必要はないのかと、このようなお尋ねだったと思います。この職員の問題については、やはりご指摘のように本当に市を発展させるもとになるのは、優秀な職員がおってくれにやあどうもならんと、こういうことであろうと思います。市民の皆さんと、優秀な職員が力を合わせて新しい新市をつくろうと、こういう体制を一日でも早くつくって参りたいと、このように思います。

ひとつはやはり職員の研修であるわけでございますが、私は職員の研修というのは現場で鍛えるのが一番手取り早いと、このように思うわけでありまして、日頃の住民との皆さんとの対応の中で、叱られながら一つひとつ勉強していくと、こういう実践を繰り返してくれるということと、もう一つは、先般来、各旧町を回らせていただきまして、懇談会をやらせていただきました。そういう中で何が住民の皆さんから飛び出てくるかわからん質問、それに即座に対応できる能力を職員はつけておかなきゃあいけん。それはやはり現場で日頃の皆さんの声を聞きながら対応するというのではなかろうかと、このように思います。さらには、具体的には行政職員の能力向上のための研修、法務、執務、情報化、指導者養成、危機管理等、これは専門的な研修が県でも国でも研修期間でございますので、そのような研修を積極的に積みながら、職員の質を上げていくと、こういうことが一番大事なことであろうと思いますし、やはり性根は市民に奉仕するという性根が据わっておらんと、なんぼ勉強してもこれはだめだというように、私は考えておりますので、そこらに十分留意していきながら職員の研修を図っていきたいと思っております。

それから、非常に厳しい財政状況になるつつあるわけでございます。したがって、ご存知のように建設計画を主体にしながら我々はこれを忠実に実行していくというのが一つの務めであるわけでございます。しかし、何から先にやっていくかという、そういう取捨選択というのは議員の皆さんと協議をしながら取捨選択をしていかないと、まったくいろいろ議員のみなさんからご指摘がありますように、建設計画には本当にバラ色の建設計画が描かれておるわけでございます。これを全部100%やるということになりますと、財政的にも非常に無理がくるという問題もありますので、議員の皆さんと協議しながら優先してやるべきことからまずやっていくと、こういうことが大事なことであろうと、このように考えております。特に、今財政が非常に厳しい中で、箱物はできるだけやはり控えていくと。最小限箱物をつくりながらソフトの充実、住民と行政の協働のまちづくりのソフトを充実をしていくということが、今からのまちづくりの基本的な方向であろうと、このように考えております。

度々申し上げておりますように、特別養護老人ホーム、それから第2庁舎、文化ホール、それから広域連合の計画でございました広域の葬祭場、ここらはやはり最小限のなくてはならない事業であろうと、このように思います。これもやはり合併特例債というのがなかったら、到底できない事業でございますので、特例債制度を十分利用しながら財政状況を睨みながらやっていくということに心がけていきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、安芸高田市の未収金の対策でございますが、これは対策本部をつくりまして、本部長を助役としてもう既に動いておりますので、これは助役の方から答弁をしていきたいと思っております。

それから、平成15年度の決算等につきましては、担当部長の方からお話を申し上げたいと思っております。

教育の問題については教育長の方から答弁をさせていただきたいというように思います。

増本助役 議長。

崎岡議長 増本正信助役。

増本助役 助役でございます。滞納整理対策につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

15年度末の滞納額の状況につきましては、6月議会予算審査特別委員会でご報告を申し上げたとおりでございます。また、16年度に入りまして、現年分も既に発生をしておるといふ由々しき状況でございます。額等につきましてもかなりな額に昇っておりますし、各部、各課に広範な部分にわたっておるといふふうな状況の中から、7月13日付けをもちまして滞納整理対策本部を設置をいたしました。本部員、部長級によります本部員14名でございます。課長、係長級によります担当者会、そして事務局5名ということで、これは当然兼職と言いましょか、それぞれ担当しておる職員を充てさせていただいております。各部それぞれ取り組むということも必要であります。組織の目標として市として統一してこれに取り組むという姿勢を、この対策本部で現わしたものであるというふうに思います。本部長に助役を充てていただいております。

これまでの取り組みでありますけども、まずは滞納整理の実施計画書をですね、作成をさせていただきました。課長担当者によります現場の職員の精力的な動きの中からですね、まず今年の12月までに何をやるかということ、実施計画を立てまして、まずは8月、9月、ひとつの滞納整理の強化月間を設けようと。それからまた12月は年末にこれも一つの節目となると思います。そういう四半期ごとの締めをつくりまして、その中でどういう行動を起こすかということでございます。具体的にはまず現状の把握、あるいはどういう方が滞納されておるのかということ。それから個別のケースがわかりましたら戸別訪問、あるいは電話による催告、それから督促状、催告書等々、所定の手続きをやらせていただきたいと思いますし、悪質滞納者につきましては財産の差し押さえ等々、法的措置により

まず措置を取らせていただくことになろうと思います。上水道におきましても給水停止の予告を現在させていただいておるところでございます。こういった地道な取り組みをですね、サイクルをもちまして取り組んでいくということになろうかと思えます。これまでも滞納整理組合、あるいは連合の中で、専門職員等もですね、養成していこうということでございました。それを引き継ぎまして職員もですね、職員研修も含めてですね、方に基づく滞納の整理たるようなものを、職員のひとつのノウハウとして蓄積をさせていただきまして、粘り強く取り組んでいきたいと思えますのでよろしく願いいたします。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 佐藤勝君。

佐藤教育長 本市におけます教育の推進についてお答えをさせていただきたいと思えます。先ほど増田議員の方からも話がありましたけども、本市の教育の推進につきましては、基本的には平成15年3月に策定されました「新教育戦略21、未来に輝く安芸高田の教育」の実現をめざして努力して参ります。しかし、その内容を見ますと非常にたくさん、これも大切な、あれも大切なということがたくさん書いてあります。そこで、教育長に就任いたしましたして考えたのは、その中で何を一番重視して取り組んでいけばよいかということで、学校教育あるいは生涯教育を含めてひとつの輝きプランというものを作成いたしました。特にその中で学校教育について申し上げますと、不易と流行という言葉がありますけども、時代の変遷とともに戦後の教育は経験学習、その後は教育の現代化あるいはゆとりの教育、今日では生きる力というように、それぞれ時代を背景にいたしました教育の方向性あるいはひとつの流れがございます。しかし、明治からこの方ずっと続いて来ている中で、いつの時代でも大切にされておりますのは読み書き計算の知能、力。それというものは決して忘れてはならないと思っております。とかく流行に惑わされて、そこが今までに疎かになっておったということで、そのことについての県民の不安が非常に大きなものがありました。したがって、県内では基礎基本定着状況調査というのをやりますし、それぞれの市町村はその結果を見ながら他との学校との度合いを見るんでなしに、その結果を、自分の学校の結果を踏まえて、今我々の学校は何をしなければならぬかということを目標にしながら仕事をする。それが先ほど秋田議員の方から質問がございました学校評価であります。日本の国全体で申し上げますと、日本国は霞が関の屋上から日本の国全体を見て、日本の学力はどうなにかと。今ここに力をいれなければならないということをおもうでしょう。県は県で、県庁の屋上から広島県の教育にはこういうことをやらなければならないということをおもうでしょう。各学校はそれぞれの学校の屋上から、子どもたちの実態を踏まえて学力の実態を見ながら、今何に力を入れていかなければならないかということをおもう。そういうことをその中でも読み書き計算というのは私はとんと疎かにされてきたと思えます。ドリルというものをやれば、ドリルで数をやって鍛



えていくんだというかたちで、そのことをやる、そのことが間違いだったという考え方があったと思います。しかし、人間は忘れる動物なんです。大事なことは何遍もやらないとわかりません。かけ算でもそうです。「ニニンガシ、ニサンガロク」ということを繰り返しながら、その中で初めて身に付いていくものです。あれをいちいち理屈で考えていきよったんでは、到底計算力はつかないと思います。そういう意味で、知の力。

もう一つは徳の力。人に会った時に挨拶が素直にできるとか、あるいは感謝の心とか、責任感とか、そういうものをきちんと教える。徳育といいましても道德の徳でなしに、損得の得育ということをやっておったのでは、私は今からの社会に生きる子どもに当たって、21世紀に世界に羽ばたくことはできないと思います。そういうものを身に付けたい。

もう一つは昨日も質問がありましたが、先般ありましたけども、やっぱり生きるためには体力、気力というものは一番でございます。そういう知、徳、体の基礎基本の徹底ということを基本的には子どもにとっては考えます。

もう一つは、それを教える方の指導者が、基礎基本という指導者としての基礎基本ができていないと、いくら理屈で申し上げましてもそれは子どもには徹底しないだろうということで、一つの学校教育の中で原点回帰ということ、不易と流行と併せまして、一つの重点としております。

もう一つは今日の地方分権の話がでましたので、そのことについて申し上げますと、これまでの教育は画一と受け身であったということが言われとるんです。国がいわゆる方法について行って、そして言われることについてやればよいというような姿勢があったと。今後の教育については自立と創造ということが言われておるわけでありまして。総合的な学習の時間が今日の学習指導要領の中には取り入れられております。その中では、自分の学校で必要なことが学習できるようになつとるわけでありまして。英語というものを小学校の中で英語科というのはできませんけども、国際理解ということ踏まえながら英語の感覚と言いますか、それを身に付けるということではできるようになつとるわけです。安芸高田市の市内の学校すべての学校が、英語に親しむということを取り入れることができるようになりました。それは国の方で何をやりなさいということは決めてないんであります。選択教科についても同じであります。中学校の1年生から選択教科を履修できるようになつとるんです。どの教科をどのようにするかというのは、その学校に任せとるんです。そういう意味から言いましたら、やはり学校が画一と受け身から、自立と創造に行くように、学校の校長の理念に基づいた教育が進めるような特色ある学校づくりの支援を通しながら市民に信頼される学校づくりを進めて参りたい、このように考えておるところであります。たくさん申し上げましたけれども、当初の質問の中にはですね、社会教育ということについての質問も入っておったと思いますけども、この内容につきましては学校を中心に子どもを見るんじやなしに、やはり子どもたちをですね、社会の目から見るという意味で、社会教育と

ということについて力を入れていきたいと思えます。子どもにかかります非行や虐待あるいは子育て等の社会問題がなっておりますが、子どもを学校教育の観点から見るだけでなしに、社会教育の観点から子どもたちの教育に迫っていった、体験学習、スポーツ少年団等のスポーツ活動、文化伝承活動など、子どもを核にした活動の推進を図っていく中で、子どもは邑の宝として社会教育にあっても協力して子育てに当たるといことで、協力の協と育てるとい時を合わせて協育を重視して指導者の育成並びに地域の協育力を高める社会教育の充実に力を入れて参りたい、このように考えております。以上でございます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは、平成15年度におきます決算について、在任特例中に決算書を提出できるかということでございます。ご承知いただいておりますように平成15年度の決算につきましては旧町ごとにですね、旧町の町長であったものが決算をするという状況になっております。通常であれば収入役さんの方の決算ということではありますが、こうした合併を伴いますものにつきましてはそういう状況の中で整理をさせていただき、新市長の方に提出ということでございますが、旧町の町長もおられませんので、それは事務対応の中でですね、いろいろ事務を今回整理させていただいたところでございます。平成15年度の公営企業会計、平成15年度4月1日から平成16年2月29日までの旧吉田町と旧甲田町の水道事業の決算につきましては、それと16年の3月1日から31日までの1ヵ月間の安芸高田市の水事業の3会計の決算につきましては、本定例議会につきましてはご審議をいただくこととしておるところでございます。

次に、普通会計と特別会計と申しますか、平成15年4月1日から平成16年の2月29日までの旧6町、また旧安芸たかた広域連合及び3つの一部事務組合があるかと思えますけども、合計10団体の普通会計と特別会計の決算認定でございますが、このことにつきましては、現在監査事務局の方に決算書を調整の上、提出をさせていただいております。それと同様16年3月1日から3月31日までの1ヵ月間の決算につきましても、同様監査事務局の方に提出をさせていただいております。そういう状況の中で、現在監査事務局の方におかれましては、9月の下旬からそうした会計別をですね、全部審査していただくということですね、各支所、各一部事務組合のですね、事務所、そういう状況の中で決算審査を実施していただく計画を持っております。その計画が11月の初旬までにかかってくるのではなからうかと思っております。

ご承知のように、旧町の状況におきましても11月に議案ということの中で、提案をさせていただき、決算の認定をさせていただいたところでございますが、1町でもその時間ぐらひはかかります。監査委員さん2名の方がですね、その10団体等の決算をするということで非常に時間等も要しますので、またそれに伴います決算書の意見書も作成していただかなくて

はなりません。そういうのは非常に時間を要すものでございます。よって、本定例議会の中の在任特例中にはですね、非常に平成15年度の決算書を提出させていただきますのは非常に困難ではなかろうかと思っております。時間的な関係、また数値等の整理、いろんな角度があろうかと思いますが、ご理解をお願いしたいと思っております。ただし、現在、我々財政部局の方にはですね、決算統計という資料をですね、作成をしております。このことは、15年度の決算を安芸高田市として旧町の11ヵ月分と1ヵ月の安芸高田市の決算を引き継いで、決算統計をいたしておりますので、その数値をですね、できますれば皆様方の方に今後ご報告をですね、させていただいてご理解をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

増田 静 樹 議長。

崎 岡 議 長 69番、増田静樹君。

増 田 静 樹 はい、69番。いろいろとお答えをいただいたわけでございますけれども、再度重ねてお尋ねをしてみたいと思います。安芸高田市が誕生いたしましたので、半年でございますので、人間で申し上げますならば生まれた子どもが、私記憶にないんでございますけど、母の乳房へよやさっとぶら下がって乳を吸い始める時期ではなかろうかと。私も母の乳を吸うたらしいんですが、いつから吸うたか、よう覚えとらんのですが。いろいろと議員の要望に対していろいろお答えになってはおりますけれども、そう簡単に甘い乳は出そうにない昨今の安芸高田市の財政状況ではなかろうかと、そのように私は指摘しております。前段、職員の教育ということについて、私がぼやけた表現をいたしましたことは、職員というのはあくまでも公務員法の中でつながれておるわけございまして、我々地下足袋のおじさんとは違うわけございまして、そこらあたりを十分認識していただいております。職員の方も職員の身分につきましてはいろいろと専決処分の中で3月1日の専決処分で身分保障はなされておるわけでございます。されど総務部長、お答えにありました100人1人に対して職員1人という言葉は昔からよく聞いております。そうしたならば、安芸高田市の職員は350人でございますので、150人は多いということでありまして。それを150人首を切るということはできるわけではございませんけれども、何が申し上げたいかと申しますと、私は3月の議会の時に申し上げました。その消防署の問題につくと厳しく追及いたしております。その点も考慮いただいて消防署の職員といえどこれ単純なる行政の職員でございます。そうしたことを一つひとつ改革していくことが、平成の大改革であると、私はそのように分析をいたしております。無論、その指揮に当たりましては、参事を中心に、参事というのは職員の支配人でございます。助役、収入役さん、これが三役でございます。参事というのは職員でございます。職員の支配人でございますから、各支所を回られてですね、支所に激励をするなり、ということは、まだまだ私の見ただけでは本所と支所長の連携がうまくいってないなあという感じがいたしますので、職員の再教育を踏まえて新生安

芸高田市の構築のために職員の能力を十分発揮するように指導体制に入  
っていただきたいというお願いであります。

2点目、先ほど総務部長の方から決算につきましていろいろ説明がござ  
いました。私もそのようなお答えがくるであろうというのは時間的に判断  
はいたしておりますけども、私どもはいろいろと法定協で論じられて在任  
特例という非常に重い荷物を負わされているわけでございます。その中で、  
やはりいろんな角度の中で決算が在任特例中の中においては、まず不可能  
であろうということは、私は認識の上においてお尋ねはいたしますけれど  
も、単純に申し上げまして決算と申し上げますけど、歳入歳出で額とか率  
とか指数とか、16の項目があるわけでございます。そのことは先ほど総  
務部長がお答えになりました。登記上の関係は書類は大体整理がされてお  
るようでございますけども、問題は経常収支比率がなんで変な数字になろ  
うかというのは山でございます。

私も北海道のニセコ町におじゃまさせて研修させてもらったことがござ  
いますけれども、あこの経常収支比率は76%から7%ということござ  
いました。北海道のニセコ町でそれだけの経常収支比率が70%代にお  
るということは、やはり職員の努力であり、あこの参事さんがおっしゃい  
ました、一職員にお尋ねしたときに30秒で書類が出せないような者は一  
人前の職員でないと。そこまで叩き上げなければならぬと、私は参事  
の方から伺っております。ということで、日本列島の中にもそういった模範  
となる町村があるということをご理解をいただきたいと思えます。なお、  
私最近、本所内へ電話をさせていただきますが、非常に電話対応のいい、  
感じのいい女の子ですか、おぼこ言うたらいろいろ話題になりますけどね、  
それが安芸高田市の職員としてのモデルではなからうかというように思  
っております。どこの誰だか私は知りませんがね。そういったことが住  
民へのサービスであるというように私は思っております。

それと、教育長、いろいろと長年の経験の中で知、徳、体という新しい  
新語と申しましょうか、いろいろご説明はいただきましたが、私はちょっ  
と明治時代の人間ではございませぬけれども、戦前の教育を受けておりま  
す。学校教育とか社会教育とか、常に目は私は向けておりますけども、や  
はり子どもの教育というのは私は母親じゃないかと思うんですよ。いろい  
ろと最近はずね、子どもが犯罪をおこした問題はすべて母に責任がある  
と、私はそのように思っております。そういった観点に立ってはずね、い  
ろいろと先ほど教育長のご説明にありましたことははずね、巧言令色の技  
になるんですよ。板に付いた母の教育を、もう少しね、するべきだろうと  
いうことを力説していただきたい。そのぶんについてはどうするべきかと  
いうことはあなたは教育長であるから。私は素人でございます。判断にお  
答えいただきたい。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 まず、財政の数値の関係でございますが、ご承知いただいておりますよ

うに、平成14年度の数値におきましては、旧町村の決算統計の方で数字を明らかにしております。それを合算したものとですね、今回は平成15年度決算でございますので、平成15年度の決算はですね、3月1日と合算した決算統計というものを実施するわけでございます。だから旧町ごとの決算統計は実施しない。できないんですね。そういうところの状況の中でですね、非常に各町村の集約が15年度どうであったらうかというのが非常に答弁にですね、難しいところもあるわけでございます。確かに、先ほどのご指摘いただきました北海道のニセコ町におきましてはですね、非常に民間委託とかですね、いろんな角度の中で先進事例を実施しておるのは私も存じておるところでございます。ただ、今回安芸高田市もですね、15年度の決算状況を見させていただきましますのに、1ヵ月分を市の経常経費を含んでおりますけども、基本的にはですね、2月29日までの旧町村の赤になっておるのは、債務を全部3月1日に借入ようになっていっているんですね。2月29日は歳入不足で前日も説明させていただきましたが、決算をされとるわけですから、それを分析してどうということにはならないわけです。一応、今の出納閉鎖をみたかたちの中で3月1日までのものを精査させていただいてですね、この決算をさせていただくとという状況でございますので多少の数値というのはですね、今後の安芸高田市としての努力を見なくてはいけないのではなかろうかと思っております。

財政力指数におきましては、安芸高田市が0.295でございます。14年度決算の旧高田郡の合計を見ますと0.284という状況になつております。経常収支比率につきましては90.4%、旧高田郡ですね。安芸高田市が93.7%で3.3%のポイントアップです。公債比率につきましては旧高田郡は16.7%であります。決算統計上の安芸高田市の15年度決算は17.8%の1.1の公債比率のアップという状況でございます。当然、そういう経常経費のですね、多額になっておるといのは、先程来からも言っておりますように、旧14年度の決算を見させていただきましますのに、一番高い経常収支比率が97.7%という町村がございます。一番低いところで84.9%ということで、大体平均的に90.4%という非常に高い経緯がありますけども、これはやはりある程度の経常的な経費の増だろろうというように考えております。今後におきましてはその点をですね、どのような改革方針を立てるかということが主たるものになってこようかと思いますが、どちらにしましても財政調整基金がないわけですね、13億の財政調整基金を今、今年度の16年度の予算で8億ほど取り崩しをさせていただいておりますから、5億ほどしか財政調整基金がございません。そういう状況もあるわけですが、当然、今後においてはですね、余剰財源等をできるだけ確保しながら、新しい17年度の予算編成に向けて取り組んで参りたいというように思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 佐藤勝君。

佐藤教育長 社会教育の中でもっとも大切なのは母親教育だという話を聞かせてもらいましたが、私もそうは思うんですが、母親教育というよりか家庭教育。平成12年の12月に教育改革国民会議の中で、曾野綾子さんが第1分科会の方のまとめをされたんですが、その中の第1番にですね、教育の原点は家庭にありということが一番最初に掲げておられるんです。私はあの言葉を聞いたのと、もう1つはですね、その時に学校においては道徳を教えることをためらわないという言葉がされてね、これもぐっと胸に響いたということをおもっています。増田議員おっしゃるように、母親の教育は大切だと思いますが、これは今の時代の中であって、母親だけでなしに親父の子育て参画ということも非常に大切なんだということもあるわけでごさいます、小学校の保護者会においでいただくのを見た時に、男女比率を見たらやはりお母さんの参加率の方が高い。お父さんは非常に少ない。そして、中学校へ行きましたら、一番子どもの心が揺れる時期でありますけれども段々に保護者の方が一番子どもが揺れて、心の変化で言いましたら、小学校の心の変化が芸備線のスピードで言いましたら、中学校の子ども心の変化は新幹線のぞみ号ぐらいなスピードで変わるわけでありまして、そういうときにこそ親の人に学校にきていただいて、学校の様子を知っていただき、学校に対する願いもお話していただいて、そしてともに手を取って教育を進めてもらいたいわけでごさいます。しかし母親だけに特定して教育をやろうと思ってもなかなかできません。それで、私は考えたのは、やはり子どもを学校教育の観点から見るだけでなしに、社会教育の観点から見るという意味で地域のスポーツ少年団、地域の様々な行事に子どもを参加させて、そしてこちらの方にはこの子どもがこの子どもさんかということを知るようになる、声をかけるんでも、「おい、おはよう」と。「おはようございます」が、「おい、おはよう」になる。段々に親しみが持てるし、注意もできるんじゃないかなという気持ちがあるんです。小学校の校長会で話をしましたのは、先般台風の問題がございました。その時にも学校と保護者だけのやりとりをするのでなしに、地域で子どもを見守ってもらうんだから、有線放送ぐらいはして、地域の人にもそういう関心を持ってもらえるような動きをしないと、学校対保護者だけで新たな協力して子育てという、協力して子育てに当たることが忘れられとるんじゃないかという話をしました。通り一遍なことかもわかりませんが、スポーツ少年団に地域の子どもの交えて鍛えてやってもらいたい。そして、地域の文化活動なんかに来て参加させてもらいたい。そしてその中で子どもを知り、そして大人の中での子どもの生き方を教えてもらいたいと、そういう増田議員さんは母親教育が一番だと言われましたが、そこへ到達するまでには時間がかかる。それで、今、できることは何か、それは、子どものスポーツ活動とか文化伝承活動とか、あるいは体験活動とか、そういうものをできるだけ推奨して参りたい。意見が違って申し訳ありませんけれども、思いはそこでごさいます。以上でごさいます。

増田 静 樹 議長。

崎岡 議 長 69番、増田静樹君。

増田 静 樹 はい。しつこいかと思いますけども、お許しをいただきたいと思います。先ほど総務部長の方から決算についての粗々なご説明があったわけでございますけれども、大体わかりますけれども、先ほど助役の方からお答えになりました未収金の整理でございますけれども、何が言いたいかと申し上げますと、だらけた話ではございますけども、市税の調定額は約31億でございます。予算書をいただいております職員、特別職の報酬、人件費等々、約48億から9億でございます。経常的な経費。市税だけでは役場の職員とね、特別職報酬、議員報酬が出ないというような状況の中で、どのように力んでも1割自治は1割だと。そのように私は諦めムードなんです。やはりここは市議会でございますが、安芸高田市の中には金融機関の中にも様々なことがと言うんですか、あるわけでございます。いろいろと計画的なことはおっしゃいました。おっしゃいましたが、未収金の調達につきましてはかなりの努力を要すると思っておりますので、最善の努力をしていただきたいということと、結論は出しにくいかと思いますけども、やはり職員の削減ということにつきましては避けて通れない市長さんの大きな課題ではなからうかと思っております。今後の課題として、十分に宿題として預けさせていただきたいと思っております。終わります。

児玉 市 長 議長

崎岡 議 長 市長、児玉更太郎君。

児玉 市 長 ただ今、各方面にわたってのご意見を賜りました。今後我々、肝に銘じて改革に取り組んで参りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

崎岡 議 長 以上で、高宮会派の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で、本日は散会いたします。

次回は、明日午前10時に再開いたします。

大変ご苦労様でございました。

~~~~~

午後4時00分 散会

上記会議次第は事務局員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員